

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考																								
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 被ばくの低減化措置</p> <p>① (略)</p> <p>② 飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、すみやかに飲食物中の放射性物質の濃度を測定し、摂取制限等の対策を講じることが重要となる。</p> <p>3 緊急事態における判断基準</p> <p>(略)</p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）</p> <p>初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実に開始するため、緊急事態区分を設定し、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行うものとする。</p> <p>緊急事態区分のどの段階に該当するかの判断は緊急時活動レベルで行うこととなる。これは、表1-4-2のとおり、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で設定され、原子力事業者防災業務計画に反映される。原子力事業者は、緊急時活動レベルに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報・報告等を関係機関に行う。</p> <p style="text-align: center;">表1-4-1 緊急事態区分と原災法等の枠組みとの関係</p> <table border="1" data-bbox="114 975 949 1326"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>概 要</th> <th>原災法等との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (Alert)</td> <td>公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階</td> <td>警戒事象に対応</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階</td> <td>特定事象に対応 (原災法第10条)</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 (General Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階</td> <td>原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	概 要	原災法等との関係	警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	警戒事象に対応	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	特定事象に対応 (原災法第10条)	全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階	原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 被ばくの低減化措置</p> <p>① (略)</p> <p>② 飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、速やかに飲食物中の放射性物質の濃度を測定し、摂取制限等の対策を講じることが重要となる。</p> <p>3 緊急事態における判断基準</p> <p>(略)</p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）</p> <p>初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実に開始するため、緊急事態区分を設定し、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行うものとする。緊急事態区分と原災法等の枠組み等との関係は表1-4-1のとおり。</p> <p>緊急事態区分のどの段階に該当するかの判断は緊急時活動レベルで行うこととなる。これは、表1-4-2のとおり、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で設定され、原子力事業者防災業務計画に反映される。原子力事業者は、緊急時活動レベルに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報・報告等を関係機関に行う。</p> <p style="text-align: center;">表1-4-1 緊急事態区分と原災法等の枠組みとの関係</p> <table border="1" data-bbox="981 975 1816 1326"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>概 要</th> <th>原災法等との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (Alert)</td> <td>公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階</td> <td>警戒事象に対応</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階</td> <td>特定事象に対応 (原災法第10条)</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 (General Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階</td> <td>原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	概 要	原災法等との関係	警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	警戒事象に対応	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	特定事象に対応 (原災法第10条)	全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階	原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)	<p>・記載の適正化</p> <p>・表1-4-1の説明を追加</p>
緊急事態区分	概 要	原災法等との関係																								
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	警戒事象に対応																								
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	特定事象に対応 (原災法第10条)																								
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階	原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)																								
緊急事態区分	概 要	原災法等との関係																								
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	警戒事象に対応																								
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	特定事象に対応 (原災法第10条)																								
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階	原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)																								

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考																																												
<p>(2) 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）</p> <p>防災関係機関は、環境への放射性物質の放出後において、主に確率的影響のリスクを低減するための防護措置に係る判断基準として、<u>放射線線量率</u>や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で表1-4-3のとおり設定された運用上の介入レベルに基づき防護措置を行うものとする。</p> <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 （資料3-2-6） 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報の基準 （資料3-2-3） 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に係る基準 （資料3-2-4）</p> <p>表1-4-2 緊急事態区分とEALの枠組み</p> <table border="1" data-bbox="91 683 728 1109"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分 分類</th> <th>警 戒 事 態 等 (Alert)</th> <th>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</th> <th>全面緊急事態 (General Emergency)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域放射性物質濃度等</td> <td></td> <td>排気筒、排水口その他これらに類する場所において、<u>事業所</u>の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合</td> <td>左記の場所において、<u>事業所</u>の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>表1-4-3 運用上の介入レベル</p> <table border="1" data-bbox="91 1236 728 1441"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準の種類</th> <th colspan="2">基準の概要</th> <th rowspan="2">初期設定値*1</th> </tr> <tr> <th colspan="2">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL1</td> <td colspan="2">地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2)</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 等 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)	(略)				周辺監視区域放射性物質濃度等		排気筒、排水口その他これらに類する場所において、 <u>事業所</u> の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	左記の場所において、 <u>事業所</u> の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	基準の種類	基準の概要		初期設定値*1	防護措置の概要		OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準		500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2)	<p>(2) 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）</p> <p>防災関係機関は、環境への放射性物質の放出後において、主に確率的影響のリスクを低減するための防護措置に係る判断基準として、<u>空間放射線量率</u>や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で表1-4-3のとおり設定された運用上の介入レベルに基づき防護措置を行うものとする。</p> <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 （資料3-2-6） 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報の基準 （資料3-2-3） 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に係る基準 （資料3-2-4）</p> <p>表1-4-2 緊急事態区分とEALの枠組み</p> <table border="1" data-bbox="958 683 1594 1109"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分 分類</th> <th>警 戒 事 態 等 (Alert)</th> <th>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</th> <th>全面緊急事態 (General Emergency)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域放射性物質濃度等</td> <td></td> <td>排気筒、排水口その他これらに類する場所において、<u>原子力</u>事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合</td> <td>左記の場所において、<u>原子力</u>事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>表1-4-3 運用上の介入レベル</p> <table border="1" data-bbox="958 1236 1594 1441"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準の種類</th> <th colspan="2">基準の概要</th> <th rowspan="2">初期設定値*1</th> </tr> <tr> <th colspan="2">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL1</td> <td colspan="2">地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2)</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 等 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)	(略)				周辺監視区域放射性物質濃度等		排気筒、排水口その他これらに類する場所において、 <u>原子力</u> 事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	左記の場所において、 <u>原子力</u> 事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	基準の種類	基準の概要		初期設定値*1	防護措置の概要		OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準		500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2)	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化 ・記載の適正化</p>
緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 等 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)																																											
(略)																																														
周辺監視区域放射性物質濃度等		排気筒、排水口その他これらに類する場所において、 <u>事業所</u> の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	左記の場所において、 <u>事業所</u> の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合																																											
基準の種類	基準の概要		初期設定値*1																																											
	防護措置の概要																																													
OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準		500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2)																																											
緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 等 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)																																											
(略)																																														
周辺監視区域放射性物質濃度等		排気筒、排水口その他これらに類する場所において、 <u>原子力</u> 事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	左記の場所において、 <u>原子力</u> 事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合																																											
基準の種類	基準の概要		初期設定値*1																																											
	防護措置の概要																																													
OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準		500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2)																																											

現 行（平成26年2月修正）					修 正 案					備 考	
	OIL4	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）			β線：40,000cpm ^{※3} （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	OIL4	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）			β線：40,000cpm ^{※3} （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	
		不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準					不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準				
早期防護措置	OIL2	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。			β線：13,000cpm ^{※3} 【1ヶ月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	OIL2	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。			β線：13,000cpm ^{※3} 【1ヶ月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	
		地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※4} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準					地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※4} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準				
早期防護措置	OIL2	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。			20μSv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2} ）	OIL2	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。			20μSv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2} ）	
		飲食物に係るスクリーニング基準					飲食物に係るスクリーニング基準				
飲食物摂取制限	OIL6	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準			0.5μSv/h ^{※5} （地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2} ）	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準			0.5μSv/h ^{※5} （地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2} ）	
		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。					数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。				
飲食物摂取制限	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※6}			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg		

現 行（平成26年2月修正）		修 正 案		備 考
重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	
登米市	<p>(津山) 東下在、西下在、平形、元町第一、元町第二、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、宮町、小川町、石貝、入沢、横山1区、横山2区、横山3区、横山4区、横山5区、横山6区、横山7区、横山8区、横山9区、横山10区、横山11区、黄牛町</p> <p>(豊里) 上町、新町、横町、仲町、川前、下町、西ニッ屋、加々巻、白鳥、鶯波、東ニッ屋、浦軒、上谷地、十五貫、大曲、竹花、保手、庚申、長根、山根</p>	登米市	<p>(豊里) 上町、新町、横町、浦軒、仲町、川前、下町、東ニッ屋、西ニッ屋、上谷地、十五貫、大曲、竹花、保手、庚申、長根、鶯波</p> <p>(津山) 東下在、西下在、平形、元町第一、元町第二、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、宮町、小川町、石貝、入沢、黄牛町、横山1区、横山2区、横山3区、横山4区、横山5区、横山6区、横山7区、横山8区、横山9区、横山10区、横山11区</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の意見反映
東松島市	<p>(矢本) 上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、浜須賀、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、上小松、沢田、前里、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二</p> <p>(鳴瀬) 小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、浜市、中下、新町、亀岡東、亀岡南、洲崎、大浜、室浜</p>	東松島市	<p>(矢本) 上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、<u>あおい</u>、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、<u>二反走</u>、上小松、沢田、前里、<u>小松南</u>、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二</p> <p>(鳴瀬) 小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、<u>旧浜市</u>、中下、新町、亀岡東、亀岡南、<u>大浜</u>、室浜</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の意見反映
(略)		(略)		
第5節の2 (略)		第5節の2 (略)		
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱		第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱		

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考																												
1 1 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 1 2 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 1 3 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。 1 4 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。 1 5 被ばく医療活動に対する協力に関すること。 1 6 放射性汚染物の除去及び除染作業に対する協力に関すること。 1 7 各種制限措置等の解除に関すること。 1 8 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。	1 1 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 1 2 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 1 3 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。 1 4 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。 1 5 原子力災害 医療活動に対する協力に関すること。 1 6 放射性汚染物の除去及び除染作業に対する協力に関すること。 1 7 各種制限措置等の解除に関すること。 1 8 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。	・記載の適正化 （指針の表現反映）																												
5 （略）	5 （略）																													
6 指定地方行政機関 <table border="1" data-bbox="91 491 958 686"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局</td> <td><u>一般国道指定区間の道路管理</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)		東北地方整備局	<u>一般国道指定区間の道路管理</u> に関すること。	(略)		6 指定地方行政機関 <table border="1" data-bbox="958 491 1816 686"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局</td> <td><u>所管する道路</u>の管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)		東北地方整備局	<u>所管する道路</u> の管理に関すること。	(略)		・関係機関の意見反映												
機 関 名	事 務 又 は 業 務																													
(略)																														
東北地方整備局	<u>一般国道指定区間の道路管理</u> に関すること。																													
(略)																														
機 関 名	事 務 又 は 業 務																													
(略)																														
東北地方整備局	<u>所管する道路</u> の管理に関すること。																													
(略)																														
7 （略）	7 （略）																													
8 指定公共機関 <table border="1" data-bbox="91 890 958 1439"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所</td> <td>国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社宮城支店</td> <td>通信の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>株式会社 NTT ドコモ東北支社</td> <td>通信の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社東北総支社</td> <td>通信の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></td> <td>通信の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社宮城県支部</td> <td>1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 災害時の血液製剤の供給に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所	国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。	東日本電信電話株式会社宮城支店	通信の確保に関すること。	株式会社 NTT ドコモ東北支社	通信の確保に関すること。	KDDI 株式会社東北総支社	通信の確保に関すること。	<u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	通信の確保に関すること。	日本赤十字社宮城県支部	1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 災害時の血液製剤の供給に関すること。	8 指定公共機関 <table border="1" data-bbox="958 890 1816 1439"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構本部北海道東北グループ</td> <td>国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社宮城事業部</td> <td>通信の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>株式会社 NTT ドコモ東北支社</td> <td>通信の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社東北総支社</td> <td>通信の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>ソフトバンク株式会社</u></td> <td>通信の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社宮城県支部</td> <td>1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 災害時の血液製剤の供給に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	独立行政法人国立病院機構本部北海道東北 グループ	国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。	東日本電信電話株式会社宮城 事業部	通信の確保に関すること。	株式会社 NTT ドコモ東北支社	通信の確保に関すること。	KDDI 株式会社東北総支社	通信の確保に関すること。	<u>ソフトバンク株式会社</u>	通信の確保に関すること。	日本赤十字社宮城県支部	1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 災害時の血液製剤の供給に関すること。	・名称変更を反映 ・名称変更を反映 ・名称変更を反映
機 関 名	事 務 又 は 業 務																													
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所	国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。																													
東日本電信電話株式会社宮城支店	通信の確保に関すること。																													
株式会社 NTT ドコモ東北支社	通信の確保に関すること。																													
KDDI 株式会社東北総支社	通信の確保に関すること。																													
<u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	通信の確保に関すること。																													
日本赤十字社宮城県支部	1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 災害時の血液製剤の供給に関すること。																													
機 関 名	事 務 又 は 業 務																													
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北 グループ	国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。																													
東日本電信電話株式会社宮城 事業部	通信の確保に関すること。																													
株式会社 NTT ドコモ東北支社	通信の確保に関すること。																													
KDDI 株式会社東北総支社	通信の確保に関すること。																													
<u>ソフトバンク株式会社</u>	通信の確保に関すること。																													
日本赤十字社宮城県支部	1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 災害時の血液製剤の供給に関すること。																													

現 行（平成26年2月修正）		修 正 案		備 考
日本放送協会 仙台放送局	4 義援金の受付に関する事 5 その他災害救護に必要な業務に関する事。 1 原子力防災に係る知識の普及に関する事。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関する事。	日本放送協会 仙台放送局	4 義援金の受付に関する事。 5 その他災害救護に必要な業務に関する事。 1 原子力防災に係る知識の普及に関する事。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関する事。	・ 関係機関の意見反映
東日本旅客鉄道 株式会社仙台支社	救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。	東日本旅客鉄道 株式会社仙台支社	救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。	
日本貨物鉄道株式 社東北支社	1 災害対策に必要な物資の輸送対策に関する事。 2 災害時の応急輸送対策に関する事。	日本貨物鉄道株式 社東北支社	1 災害対策に必要な物資の輸送対策に関する事。 2 災害時の応急輸送対策に関する事。	
東日本高速道路 株式会社東北支社	高速道路の交通確保に関する事。	東日本高速道路 株式会社東北支社	高速道路の交通確保に関する事。	
日本銀行仙台支店	災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策に関する事。	日本銀行仙台支店	災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する <u>事</u> 。	
9 指定地方公共機関		9 指定地方公共機関		
機 関 名	事 務 又 は 業 務	機 関 名	事 務 又 は 業 務	
東北放送株式会社 株式会社仙台放送 株式会社 宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社 エフエム仙台 社団法人宮城県医師会 社団法人 宮城県トラック 協会 宮城県道路公社	1 原子力に係る知識の普及に関する事。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関する事。 災害時における医療救護活動に関する事。 災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関する事。 高規格道路の交通確保に関する事。	東北放送株式会社 株式会社仙台放送 株式会社 宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社 エフエム仙台 公益 社団法人宮城県医師会 公益 社団法人 宮城県トラック 協会 宮城県道路公社	1 原子力に係る知識の普及に関する事。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関する事。 災害時における医療救護活動に関する事。 災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関する事。 高規格道路の交通確保に関する事。	・ 名称変更を反映 ・ 名称変更を反映
10～11 (略)		10～11 (略)		
第7～8節 (略)		第7～8節 (略)		

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>(1) 防災業務計画に関する協議</p> <p>県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3～5節 (略)</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 県と関係機関相互の連携体制</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。</p> <p>また、被災市町村から都道府県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、都道府県職員が情報収集のために被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次に掲げる事項を参考として内容を定め、事業者及び関係機関に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。） ・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先 ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。） ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。） 	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>(1) 防災業務計画に関する協議</p> <p>県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに関係周辺市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3～5節 (略)</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 県と関係機関相互の連携体制</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。</p> <p>また、被災市町村から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のために被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次に掲げる事項を参考として内容を定め、事業者及び関係機関に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。） ・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先 ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。） ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。） 	<p>・関係周辺市町については、第1章第5節で定義済み</p> <p>・記載の適正化</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築</p> <p>県は、<u>災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求め</u>ることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>②社会環境に関する資料</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等の原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>周辺地域の<u>特定施設</u>に関する資料（資料2-3-19）</p> <p>へ <u>被ばく医療施設（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等の情報を含む。）</u></p> <p>緊急時医療施設に関する資料（資料2-3-20～22）</p> <p>ト (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(略)</p>	<p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築</p> <p>県は、<u>意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に</u>関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>②社会環境に関する資料</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等の原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>周辺地域の<u>配慮すべき施設</u>に関する資料（資料2-3-19）</p> <p>へ <u>原子力災害医療施設（原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターそれぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等の情報を含む。）</u></p> <p><u>原子力災害</u>医療施設に関する資料（資料2-3-20～22）</p> <p>ト (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(略)</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・地域防災計画作成マニュアルに基づく修正</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信手段・経路の多様化</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥通信輻輳の防止 県は、関係市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めるなど関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。</p> <p>⑦非常用電源等の確保 県は、<u>所在市町</u>、<u>関係周辺市町</u>及び関係機関と連携し、対策拠点施設等及び庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）の整備を進めるとともに、専門的な知見・技術をもとに耐震性・耐浪性のある場所への設置等を図るものとする。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対策拠点施設等における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会の構成員</p> <p>原子力災害合同対策協議会は、国の原子力災害現地対策本部長及び県の現地災害対策本部長並びに関係市町及び原子力事業者の代表者等から権限を委任された者から構成され、<u>独立行政法人放射線医学総合研究所</u>（以下「放射線医学総合研究所」という。）、<u>独立行政法人日本原子力研究開発機構</u>（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会の県の構成員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信手段・経路の多様化</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥通信^{ひくそう}輻輳の防止 県は、<u>関係市町</u>及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めるなど関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。</p> <p>⑦非常用電源等の確保 県は、<u>関係市町</u>及び関係機関と連携し、対策拠点施設等及び庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）の整備を進めるとともに、専門的な知見・技術をもとに耐震性・耐浪性のある場所への設置等を図るものとする。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対策拠点施設等における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会の構成員</p> <p>原子力災害合同対策協議会は、国の原子力災害現地対策本部長及び県の現地災害対策本部長並びに関係市町及び原子力事業者の代表者等から権限を委任された者から構成され、<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>（以下「放射線医学総合研究所」という。）、<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会の県の構成員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>・ルビの追加</p> <p>・関係市町と定義済</p> <p>・名称変更を反映</p> <p>・名称変更を反映</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>5～11 (略)</p> <p>第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要配慮者への情報伝達体制の整備</p> <p>県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び関係市町と連携し、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者、外国人などの要配慮者及び一時滞在者</u>に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 多様なメディアの活用体制の整備</p> <p>県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ、データ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。この際、<u>公共情報コモンズ</u>を活用するものとする。</p> <p>報道機関一覧（資料2-5-2）参照</p> <p>第9節 モニタリング体制等</p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 気象状況に関する資料等の入手</p> <p>県は、緊急時において、放射性物質及び放射線による影響の早期把握に必要な気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに予報及び気象情報等を迅速に受けるため、仙台管区气象台と緊密な連携体制を整備するものとする。</p> <p>また、県は、防護措置の実施に関して考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）<u>や大気中拡散予測</u>の特性を事前に整理しておくものとする。</p> <p>6 <u>大気中拡散予測に係るネットワークシステム</u></p>	<p>5～11 (略)</p> <p>第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要配慮者への情報伝達体制の整備</p> <p>県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び関係市町と連携し<u>災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者（以下「要配慮者」という。）</u>及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 多様なメディアの活用体制の整備</p> <p>県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ、データ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。この際、<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>を活用するものとする。</p> <p>報道機関一覧（資料2-5-2）参照</p> <p>第9節 モニタリング体制等</p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 気象状況に関する資料等の入手</p> <p>県は、緊急時において、放射性物質及び放射線による影響の早期把握に必要な気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに予報及び気象情報等を迅速に受けるため、仙台管区气象台と緊密な連携体制を整備するものとする。</p> <p>また、県は、防護措置の実施に関して考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）<u>の</u>特性を事前に整理しておくものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・関係機関の意見反映</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>県は、関係市町に対し、<u>コンクリート屋内退避施設</u>についてあらかじめ調査し、<u>具体的なコンクリート屋内退避体制を整備するよう助言するものとする。</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第15節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の輸送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、<u>放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への輸送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）</u>についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第16節 (略)</p> <p>第17節 <u>被ばく医療体制等の整備</u></p> <p>県は、原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等を実施するため、<u>緊急時被ばく医療活動マニュアル等の策定及び修正、放射線測定資機材等の整備、医療要員の確保及び関係機関との協力体制の確立等被ばく医療実施体制を整備するものとする。</u>また、県は、原子力発電所内で発生した労働災害（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、その可能性のある負傷者が発生した場合、その他社会的影響等を考慮し、県において必要と認めた場合に限る。）に対処できるよう同様の体制を整備するものとする。</p> <p>1 <u>緊急時被ばく医療活動マニュアル等の策定及び修正</u></p> <p>県は、原子力災害対策指針等に基づき、<u>緊急時被ばく医療活動マニュアル等</u>を策定するものとし、必要に応じて修正するものとする。</p> <p>2 医療活動用資機材等の整備</p> <p>(1) 放射線測定資機材等の整備</p> <p>県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定</p>	<p>県は、関係市町に対し、<u>放射線防護対策施設及び屋内退避施設</u>についてあらかじめ調査し、<u>具体的な放射線防護対策施設及び屋内退避体制を整備するよう助言するものとする。</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第15節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の輸送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、<u>日本原子力研究開発機構、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への輸送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）</u>についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第16節 (略)</p> <p>第17節 <u>原子力災害医療体制等の整備</u></p> <p>県は、原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等を実施するため、<u>原子力災害医療活動マニュアル等の策定及び修正、放射線測定資機材等の整備、医療要員の確保及び関係機関との協力体制の確立等原子力災害医療実施体制を整備するものとする。</u>また、県は、原子力発電所内で発生した労働災害（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、その可能性のある負傷者が発生した場合、その他社会的影響等を考慮し、県において必要と認めた場合に限る。）に対処できるよう同様の体制を整備するものとする。</p> <p>1 <u>原子力災害医療活動マニュアル等の策定及び修正</u></p> <p>県は、原子力災害対策指針等に基づき、<u>原子力災害医療活動マニュアル等</u>を策定するものとし、必要に応じて修正するものとする。</p> <p>2 医療活動用資機材等の整備</p> <p>(1) 放射線測定資機材等の整備</p> <p>県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定</p>	<p>・原子力災害対策指針に「コンクリート屋内退避」の規定無し</p> <p>・関係機関の意見反映</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・関係機関の意見反映</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>被ばく医療施設等の整備状況（資料2-10-1）参照</p> <p>（2）資料の収集、整理</p> <p>県は、被ばく医療の実施についての資料を収集、整理しておくものとする。</p> <p>3 緊急被ばく医療派遣チーム派遣要請体制</p> <p>県は、被ばく医療体制の充実を図るため、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>4 被ばく医療要員派遣体制及び専門医療機関における体制の整備・維持等</p> <p>県は、国と協力し、被ばく医療体制の構築、被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>5 広域的な被ばく医療体制の構築</p> <p>県は、国と協力し、被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。</p> <p>6 関係機関との連携</p> <p>県は、被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p>7 （略）</p> <p>第18～19節 （略）</p> <p>第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>（1）県は、国、関係市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する</p>	<p>資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>原子力災害医療施設等の整備状況（資料2-10-1）参照</p> <p>（2）資料の収集、整理</p> <p>県は、原子力災害医療の実施についての資料を収集、整理しておくものとする。</p> <p>3 原子力災害医療派遣チーム派遣要請体制</p> <p>県は、原子力災害医療体制の充実を図るため、他立地道府県等の原子力災害拠点病院が所有する原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>4 原子力災害医療要員派遣体制及び専門医療機関における体制の整備・維持等</p> <p>県は、国や原子力災害医療・総合支援センターと協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、原子力災害医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>5 広域的な原子力災害医療体制の構築</p> <p>県は、国と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院における広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。</p> <p>6 関係機関との連携</p> <p>県は、原子力災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p>7 （略）</p> <p>第18～19節 （略）</p> <p>第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>（1）県は、国、関係市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する</p>	<p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・関係機関の意見反映</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・関係機関の意見反映</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>とともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>①放射性物質及び放射線の特性に関すること ②原子力発電所の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること ④放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること ⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること ⑥コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること ⑦要配慮者への支援に関すること ⑧緊急時にとるべき行動に関すること ⑨避難所等での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第21節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研修の実施</p> <p>県は、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>①原子力防災体制及び組織に関すること ②原子力発電所の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑤緊急時モニタリングの実施方法、機器及び気象予測や大気中拡散予測の活用に関すること ⑥原子力防災対策上の諸設備に関すること ⑦緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること ⑧緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること ⑨被ばく医療（応急手当を含む）に関すること ⑩その他緊急時対応に関すること</p> <p>第22節 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定等</p> <p>(1) 要素別訓練等の計画策定</p>	<p>とともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>①放射性物質及び放射線の特性に関すること ②原子力発電所の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること ④放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること ⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること ⑥放射線防護対策施設、屋内退避所、避難所等に関すること ⑦要配慮者への支援に関すること ⑧緊急時にとるべき行動に関すること ⑨避難所等での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第21節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研修の実施</p> <p>県は、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>①原子力防災体制及び組織に関すること ②原子力発電所の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑤緊急時モニタリングの実施方法及び機器に関すること ⑥原子力防災対策上の諸設備に関すること ⑦緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること ⑧緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること ⑨原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること ⑩その他緊急時対応に関すること</p> <p>第22節 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定等</p> <p>(1) 要素別訓練等の計画策定</p>	<p>・必要事項の追加 ・「コンクリート屋内退避」の規定無し</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>県は、国、原子力事業者の支援のもと、市町村、自衛隊等防災関係機関と連携し、以下のような防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>①災害対策本部等の設置運営訓練 ②対策拠点施設等への参集、原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練 ③緊急時通信連絡訓練 ④緊急時モニタリング訓練 ⑤<u>気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練</u> ⑥<u>被ばく医療訓練</u> ⑦周辺住民に対する情報伝達訓練 ⑧周辺住民避難訓練 ⑨人命救急活動訓練</p> <p>（2）総合的な防災訓練の計画作成への参画</p> <p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急時モニタリング、住民等に対する情報提供、住民避難、<u>被ばく医療</u>等に関して県が行うべき防災対策や複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第23～25節 （略）</p>	<p>県は、国、原子力事業者の支援のもと、市町村、自衛隊等防災関係機関と連携し、以下のような防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>①災害対策本部等の設置運営訓練 ②対策拠点施設等への参集、原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練 ③緊急時通信連絡訓練 ④緊急時モニタリング訓練 <u>（削除）</u> ⑤<u>原子力災害</u>医療訓練 ⑥周辺住民に対する情報伝達訓練 ⑦周辺住民避難訓練 ⑧人命救急活動訓練</p> <p>（2）総合的な防災訓練の計画作成への参画</p> <p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急時モニタリング、住民等に対する情報提供、住民避難、<u>原子力災害</u>医療等に関して県が行うべき防災対策や複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第23～25節 （略）</p>	<p>・原子力災害対策指針の反映 ・記載の適正化 ・番号繰り下げ</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>（略）</p> <p>1 警戒事態(Alert)等に係る通報連絡</p> <p>（1）原子力事業者から警戒事象等発生のお知らせを受けた場合</p> <p>①原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事象等が発生した場合は、原子力規制委員会に連絡するとともに、直ちに図3-2-1で示す連絡系統図に準じて、県（原子力安全対策課及び原子力センター）、原子力防災専門官、関係市町、その他防災関係機関に次に掲げる事項について第1報を通報するものとする。さらに、官邸（内閣官房）への連絡にも備えるものとする。</p> <p>なお、モニタリングポストで1マイクロシーベルト/時以上の放射線量率が出された場合については、通報様式（資料3-2-1）により、通報を行うものとする。</p> <p>イ 発生時刻 ロ 発生後の原子炉の状態 ハ 想定される要因 ニ 放射性物質の放出に係る状況 ホ モニタリングポスト等の指示値 へ 風向、風速等の気象状況 ト 当面執った対応措置 チ その他必要と認める事項</p> <p>また、第2報以降においても、第1報の通報事項に準じて、定時に通報し、又は事態の推移によっては随時迅速に通報するものとする。</p> <p>② （略）</p> <p>③原子力規制委員会は、警戒事象が発生した場合は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、県、関係市町及び公衆に対し情報提供を行うこととされている。また、PAZを含む市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備など状況に応じた警戒態勢をとるよう連絡することとされている。</p> <p>④ （略）</p> <p>（2） （略）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>（略）</p> <p>1 警戒事態(Alert)等に係る通報連絡</p> <p>（1）原子力事業者から警戒事象等発生のお知らせを受けた場合</p> <p>①原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事象等が発生した場合は、原子力規制委員会に連絡するとともに、直ちに図3-2-1で示す連絡系統図に準じて、県（原子力安全対策課及び環境放射線監視センター）、原子力防災専門官、関係市町、その他防災関係機関に次に掲げる事項について警戒事象発生通報様式（資料3-2-1）を用いて第1報を通報するものとする。さらに、官邸（内閣官房）への連絡にも備えるものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>イ 発生時刻 ロ 発生後の原子炉の状態 ハ 想定される要因 ニ 放射性物質の放出に係る状況 ホ モニタリングポスト等の指示値 へ 風向、風速等の気象状況 ト 当面執った対応措置 チ その他必要と認める事項</p> <p>また、第2報以降においても、第1報の通報事項に準じて、定時に通報し、又は事態の推移によっては随時迅速に通報するものとする。</p> <p>② （略）</p> <p>③原子力規制委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、警戒事象が発生した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、関係省庁、県、関係市町及び公衆に対し情報提供を行うこととされている。また、PAZを含む市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備など状況に応じた警戒態勢をとるよう連絡することとされている。</p> <p>④ （略）</p> <p>（2） （略）</p>	<p>・名称変更を反映 ・資料3-2-1が放射線量率検出に伴う連絡様式から警戒事象発生のお知らせ様式に変更したことによる修正</p> <p>・国の原子力災害対策マニュアルに基づく修正</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>2～3 (略)</p> <p>図3-2-1 緊急時通報連絡系統図</p> <p>4 (略)</p> <p>5 一般回線が使用できない場合の対処</p> <p>原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALER T等多様な手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を関係する市町村に連絡するものとする。</p>	<p>2～3 (略)</p> <p>図3-2-1 緊急時通報連絡系統図</p> <p>4 (略)</p> <p>5 一般回線が使用できない場合の対処</p> <p>原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALER T等多様な手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を関係する市町村に連絡するものとする。</p>	<p>・組織名の変更</p> <p>・原子力事業者 防災業務計画 に基づく連絡 先の追加</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線<u>ならびに</u>防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>第3節 原子力災害警戒体制</p> <p>1 県の警戒体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自然災害による配備基準との関係</p> <p><u>警戒事態に該当する事象のうち、震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されることから、県は災害対策本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとし、同様に大津波警報発表の場合は特別警戒本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとする。</u></p> <p>その他、原子力災害対策指針による規定と自然災害等に関する県の配備基準に疑義が生じた場合は、上位となる本部体制のもとで対応を行うことを基本とする。 なお、緊急事態区分に該当しないものの、原子力規制委員会が別に定める情報収集事態（所在市町において震度5弱及び震度5強の地震が発生した場合）においても、特別警戒本部体制のもとで情報収集を実施することとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線<u>並びに</u>防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>第3節 原子力災害警戒体制</p> <p>1 県の警戒体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自然災害による配備基準との関係</p> <p><u>以下の場合、特別警戒本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとする。</u></p> <p><u>・宮城県に大津波警報が発表された場合又は県内で震度5弱、強を観測する地震が発生した場合</u></p> <p><u>また、以下の場合、自然災害への対応と連携して原子力災害対応に当たるため、災害対策本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施する。</u></p> <p><u>・県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合</u></p> <p><u>・宮城県に大津波警報が発表された場合又は県内で震度5弱、強を観測する地震が発生した場合において、警戒事態（ただし、大津波警報が発表された場合の警戒事態を除く）に該当する事象が発生した時</u></p> <p>その他、原子力災害対策指針による規定と自然災害等に関する県の配備基準に疑義が生じた場合は、上位となる本部体制のもとで対応を行うことを基本とする。 なお、緊急事態区分に該当しないものの、原子力規制委員会が別に定める情報収集事態（所在市町において震度5弱、強を<u>観測する</u>地震が発生した場合）においても、特別警戒本部体制のもとで情報収集を実施することとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>・関係機関の意見反映</p> <p>・関係機関の意見反映</p> <p>・関係機関の意見反映</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>図3-3-1 県の原子力災害警戒配備体制組織及び所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事 <ul style="list-style-type: none"> 危機管理監 <ul style="list-style-type: none"> 危機対策課 <ul style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関との通報連絡に関すること。 2 通信情報対策に関すること。 消防課 <ul style="list-style-type: none"> 1 防災ヘリコプターに関すること。 2 緊急消防援助隊の調整に関すること。 3 県内消防本部（局）との連絡調整に関すること。 管財課 <ul style="list-style-type: none"> 電話に関する通信対策に関すること。 広報課 <ul style="list-style-type: none"> 1 県広報媒体による広報の調整に関すること。 2 報道機関との調整に関すること。 3 県ホームページの運用に関すること。 東部地方振興事務所、同登米地域事務所、北部地方振興事務所、気仙沼地方振興事務所 <ul style="list-style-type: none"> 1 防災無線の使用制限の広報に関すること。 2 関係市町からの情報収集に関すること。 環境生活部長 <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全対策課 <ul style="list-style-type: none"> 1 国、関係市町及び原子力事業者との通報連絡に関すること。 2 広報に関すること。 3 原子力センターからの情報収集に関すること。 環境生活総務課 <ul style="list-style-type: none"> 部内の人員配置等の調整に関すること。 原子力センター <ul style="list-style-type: none"> 1 モニタリングの強化及び原子力安全対策課との通報連絡に関すること。 2 モニタリング班の編成の準備に関すること。 	<p>図3-3-1 県の原子力災害警戒配備体制組織及び所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事 <ul style="list-style-type: none"> 危機管理監 <ul style="list-style-type: none"> 危機対策課 <ul style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関との通報連絡に関すること。 2 通信情報対策に関すること。 消防課 <ul style="list-style-type: none"> 1 防災ヘリコプターに関すること。 2 緊急消防援助隊の調整に関すること。 3 県内消防本部（局）との連絡調整に関すること。 管財課 <ul style="list-style-type: none"> 電話に関する通信対策に関すること。 広報課 <ul style="list-style-type: none"> 1 県広報媒体による広報の調整に関すること。 2 報道機関との調整に関すること。 3 県ホームページの運用に関すること。 東部地方振興事務所、同登米地域事務所、北部地方振興事務所、気仙沼地方振興事務所 <ul style="list-style-type: none"> 1 防災無線の使用制限の広報に関すること。 2 関係市町からの情報収集に関すること。 環境生活部長 <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全対策課 <ul style="list-style-type: none"> 1 国、関係市町及び原子力事業者との通報連絡に関すること。 2 広報に関すること。 3 環境放射線監視センターからの情報収集に関すること。 環境生活総務課 <ul style="list-style-type: none"> 部内の人員配置等の調整に関すること。 環境放射線監視センター <ul style="list-style-type: none"> 1 モニタリングの強化及び原子力安全対策課との通報連絡に関すること。 2 モニタリング班の編成の準備に関すること。 	<p>・組織名の変更</p> <p>・組織名の変更</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>図3-3-2 県の原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）体制組織及び所掌事務</p> <p>知事</p> <p>本部長（環境生活部長） 副本部長 危機管理監 環境生活部次長</p> <p>事務局長（原子力安全対策課長）</p> <p>事務局次長 （危機対策課長・消防課長・ 広報課長・環境生活総務課長）</p> <p>事務局職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機対策課 <ol style="list-style-type: none"> 1 関係各部（局）との連絡調整に関すること。 2 気象・海象に関する情報の収集に関すること。 3 防災関係機関との通報連絡に関すること。 4 通信情報対策に関すること。 消防課 <ol style="list-style-type: none"> 1 防災ヘリコプターに関すること。 2 緊急消防援助隊の調整に関すること。 3 県内消防本部（局）との連絡調整に関すること。 管財課 <p>電話に関する通信対策に関すること。</p> 広報課 <ol style="list-style-type: none"> 1 県広報媒体による広報の調整に関すること。 2 報道機関との調整に関すること。 3 県ホームページの運用に関すること。 原子力安全対策課 <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 2 国、関係市町、原子力事業者等との通報連絡に関すること。 3 原子力センターからの情報収集に関すること。 環境生活総務課 <p>部内の人員配置等の調整に関すること。</p> <p>現地要員</p> <ul style="list-style-type: none"> 東部地方振興事務所、同登米地域事務所、北部地方振興事務所、気仙沼地方振興事務所 <ol style="list-style-type: none"> 1 関係市町からの情報の収集及び伝達に関すること。 2 防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 防災無線の使用制限に関すること。 東部土木事務所、同登米地域事務所、北部土木事務所、気仙沼土木事務所 <p>モニタリングの実施の協力に関すること。</p> 原子力センター <ol style="list-style-type: none"> 1 モニタリングの実施に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 <p>連絡員</p> <p>関係各部（局）において、宮城県災害対策本部の連絡員に充てられている職員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係各部（局）の災害応急対策実施の連絡に関すること。 2 本部長からの指示等の伝達に関すること。 <p>その他の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係部課（所）配備職員 <p>関係各部課（所）の災害応急対策実施に関すること。</p> 	<p>図3-3-2 県の原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）体制組織及び所掌事務</p> <p>知事</p> <p>本部長（環境生活部長） 副本部長 危機管理監 環境生活部次長</p> <p>事務局長（原子力安全対策課長）</p> <p>事務局次長 （危機対策課長・消防課長・ 広報課長・環境生活総務課長）</p> <p>事務局職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機対策課 <ol style="list-style-type: none"> 1 関係各部（局）との連絡調整に関すること。 2 気象・海象に関する情報の収集に関すること。 3 防災関係機関との通報連絡に関すること。 4 通信情報対策に関すること。 消防課 <ol style="list-style-type: none"> 1 防災ヘリコプターに関すること。 2 緊急消防援助隊の調整に関すること。 3 県内消防本部（局）との連絡調整に関すること。 管財課 <p>電話に関する通信対策に関すること。</p> 広報課 <ol style="list-style-type: none"> 1 県広報媒体による広報の調整に関すること。 2 報道機関との調整に関すること。 3 県ホームページの運用に関すること。 原子力安全対策課 <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 2 国、関係市町、原子力事業者等との通報連絡に関すること。 3 環境放射線監視センターからの情報収集に関すること。 環境生活総務課 <p>部内の人員配置等の調整に関すること。</p> <p>現地要員</p> <ul style="list-style-type: none"> 東部地方振興事務所、同登米地域事務所、北部地方振興事務所、気仙沼地方振興事務所 <ol style="list-style-type: none"> 1 関係市町からの情報の収集及び伝達に関すること。 2 防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 防災無線の使用制限に関すること。 東部土木事務所、同登米地域事務所、北部土木事務所、気仙沼土木事務所 <p>モニタリングの実施の協力に関すること。</p> 環境放射線監視センター <ol style="list-style-type: none"> 1 モニタリングの実施に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 <p>連絡員</p> <p>関係各部（局）において、宮城県災害対策本部の連絡員に充てられている職員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係各部（局）の災害応急対策実施の連絡に関すること。 2 本部長からの指示等の伝達に関すること。 <p>その他の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係部課（所）配備職員 <p>関係各部課（所）の災害応急対策実施に関すること。</p> 	<p>・組織名の変更</p> <p>・組織名の変更</p>

現 行（平成26年2月修正）			修 正 案			備 考
表3-3-1 県の原子力災害警戒本部の組織及び分掌事務			表3-3-1 県の原子力災害警戒本部の組織及び分掌事務			
職 名	充 当 職	職 務	職 名	充 当 職	職 務	
本部長	環境生活部長	知事の命を受け、原子力災害警戒本部の事務を統轄する。	本部長	環境生活部長	知事の命を受け、原子力災害警戒本部の事務を統轄する。	
副本部長	危機管理監 環境生活部次長 (報道責任者)	本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。	副本部長	危機管理監 環境生活部次長 (報道責任者)	本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。	
事務局長	原子力安全対策課長	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。	事務局長	原子力安全対策課長	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。	
事務局次長	危機対策課長 消防課長 広報課長 環境生活総務課長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。	事務局次長	危機対策課長 消防課長 広報課長 環境生活総務課長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。	
事務局職員	危機対策課 消防課 管財課 広報課 原子力安全対策課 環境生活総務課	上司の命を受け、緊急事態応急対策に関する事務を処理する。 なお、状況に応じて危機対策課、消防課、管財課、広報課は災害対策本部の設置準備に、原子力安全対策課は現地要員と協力して現地体制構築の準備に当たる。この際、環境生活総務課は部内の人員配置等の調整を行う。 現地体制構築のうち、現地災害対策本部設置は原子力安全対策課を中心として、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所、北部地方振興事務所及び気仙沼地方振興事務所の協力により実施する。 また、緊急時モニタリングについては原子力センターを中心として、東部土木事務所、東部土木事務所登米地域事務所、北部土木事務所及び気仙沼土木事務所の協力により実施する。	事務局職員	危機対策課 消防課 管財課 広報課 原子力安全対策課 環境生活総務課	上司の命を受け、緊急事態応急対策に関する事務を処理する。 なお、状況に応じて危機対策課、消防課、管財課、広報課は災害対策本部の設置準備に、原子力安全対策課は現地要員と協力して現地体制構築の準備に当たる。この際、環境生活総務課は部内の人員配置等の調整を行う。 現地体制構築のうち、現地災害対策本部設置は原子力安全対策課を中心として、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所、北部地方振興事務所及び気仙沼地方振興事務所の協力により実施する。 また、緊急時モニタリングについては 環境放射線監視センター を中心として、東部土木事務所、東部土木事務所登米地域事務所、北部土木事務所及び気仙沼土木事務所の協力により実施する。	・組織名の変更 ・組織名の変更
現地要員	東部地方振興事務所 東部地方振興事務所登米地域事務所 北部地方振興事務所 気仙沼地方振興事務所 東部土木事務所 東部土木事務所登米地域事務所 北部土木事務所 気仙沼土木事務所 原子力センター		現地要員	東部地方振興事務所 東部地方振興事務所登米地域事務所 北部地方振興事務所 気仙沼地方振興事務所 東部土木事務所 東部土木事務所登米地域事務所 北部土木事務所 気仙沼土木事務所 環境放射線監視センター		
連絡員	災害対策本部の連絡員に充てられている職員	所属課において、事務局と所属部（局）との連絡調整事務を処理する。	連絡員	災害対策本部の連絡員に充てられている職員	所属課において、事務局と所属部（局）との連絡調整事務を処理する。	
第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立 1 県の緊急事態応急対策活動体制 (1) 災害対策本部の設置基準及び体制			第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立 1 県の緊急事態応急対策活動体制 (1) 災害対策本部の設置基準及び体制			

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>図3-4-1 県の災害対策本部の組織及び分掌事務（主要なもの）</p> <p>本部長（知事） 副本部長（副知事）</p> <p>総務部 部長：総務部長 副部長：総務部次長</p> <p>環境生活部 部長：環境生活部長 副部長：環境生活部次長</p> <p>保健福祉部 部長：保健福祉部長 副部長：保健福祉部次長</p> <p>農林水産部 部長：農林水産部長 副部長：農林水産部次長</p> <p>土木部 部長：土木部長 副部長：土木部次長</p> <p>出納部 部長：出納部長 副部長：出納部次長</p> <p>企業部 部長：企業部長 副部長：企業部次長</p> <p>教育部 部長：教育長 副部長：教育次長</p> <p>警察部 部長：警察本部長 副部長：警備部長</p> <p>本部事務局 事務局長：危機管理課長 事務局長：危機管理課長 事務局長：危機管理課長</p> <p>支 部 地 域 部</p> <p>現地本部 本部長（副知事 担当） 副本部長</p> <p>東部地方振興事務所長 環境生活部次長 保健福祉部次長 保健福祉部次長</p> <p>秘書班（秘書課長） 人事班（人事課長） 広報班（広報課長） 管理班（管理課長） 危機対策班（危機対策課長） 消防班（消防課長） 震災復興・企画班（震災復興・企画課長） 環境生活総合班（環境生活総合課長） 原子力安全対策班（原子力安全対策課長） 食と暮らしの安全推進班（食と暮らしの安全推進課長） 消費生活・文化班（消費生活・文化課長） 保健福祉総合班（保健福祉総合課長） 医療整備班（医療整備課長） 薬務班（薬務課長） 経済商工観光総務班（経済商工観光総務課長） 商工経営支援班（商工経営支援課長） 観光班（観光課長） 農林水産総合班（農林水産総合課長） 食料（加工食品）供給の調整班（食料（加工食品）供給の調整課長） 農産物生産及び流通（出荷制限）対策班（農産物生産及び流通（出荷制限）対策課長） 畜産班（畜産課長） 水産物及び食料（水産加工品）の供給（出荷制限）対策班（水産物及び食料（水産加工品）の供給（出荷制限）対策課長） 道交班（道交課長） 会計班（会計課長） 公務事業班（公務事業課長） 総務班（総務課長） 警備班（警備課長）</p>	<p>図3-4-1 県の災害対策本部の組織及び分掌事務（主要なもの）</p> <p>本部長（知事） 副本部長（副知事）</p> <p>総務部 部長：総務部長 副部長：総務部次長</p> <p>環境生活部 部長：環境生活部長 副部長：環境生活部次長</p> <p>保健福祉部 部長：保健福祉部長 副部長：保健福祉部次長</p> <p>農林水産部 部長：農林水産部長 副部長：農林水産部次長</p> <p>土木部 部長：土木部長 副部長：土木部次長</p> <p>出納部 部長：出納部長 副部長：出納部次長</p> <p>企業部 部長：企業部長 副部長：企業部次長</p> <p>教育部 部長：教育長 副部長：教育次長</p> <p>警察部 部長：警察本部長 副部長：警備部長</p> <p>本部事務局 事務局長：危機管理課長 事務局長：危機管理課長 事務局長：危機管理課長</p> <p>支 部 地 域 部</p> <p>現地本部 本部長（副知事 担当） 副本部長</p> <p>東部地方振興事務所長 環境生活部次長 保健福祉部次長 保健福祉部次長</p> <p>秘書班（秘書課長） 人事班（人事課長） 広報班（広報課長） 管理班（管理課長） 危機対策班（危機対策課長） 消防班（消防課長） 震災復興・企画班（震災復興・企画課長） 環境生活総合班（環境生活総合課長） 原子力安全対策班（原子力安全対策課長） 食と暮らしの安全推進班（食と暮らしの安全推進課長） 消費生活・文化班（消費生活・文化課長） 保健福祉総合班（保健福祉総合課長） 医療整備班（医療整備課長） 薬務班（薬務課長） 経済商工観光総務班（経済商工観光総務課長） 商工経営支援班（商工経営支援課長） 観光班（観光課長） 農林水産総合班（農林水産総合課長） 食料（加工食品）供給の調整班（食料（加工食品）供給の調整課長） 農産物生産及び流通（出荷制限）対策班（農産物生産及び流通（出荷制限）対策課長） 畜産班（畜産課長） 水産物及び食料（水産加工品）の供給（出荷制限）対策班（水産物及び食料（水産加工品）の供給（出荷制限）対策課長） 道交班（道交課長） 会計班（会計課長） 公務事業班（公務事業課長） 総務班（総務課長） 警備班（警備課長）</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の地域防災計画で定める宮城県災害医療本部の体制と合わせるため ・関係機関の意見反映

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考																												
<p>(2) 現地災害対策本部</p> <p>図3-4-2 県の現地本部の組織</p> <p>表3-4-2 現地本部の所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 国の原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。</td></tr> <tr><td>2 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。</td></tr> <tr><td>3 原子力災害合同対策協議会における応急対策の協議に関すること。</td></tr> <tr><td>4 広報対策に関すること。</td></tr> <tr><td>5 緊急時モニタリングに関すること。</td></tr> <tr><td>6 放射能影響評価解析に関すること。</td></tr> <tr><td>7 被ばく医療措置に関すること。</td></tr> <tr><td>8 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。</td></tr> <tr><td>9 災害情報の収集及び伝達に関すること。</td></tr> <tr><td>10 関係市町及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。</td></tr> <tr><td>11 飲食物の摂取制限等に関すること。</td></tr> <tr><td>12 生活必需品の供給に関すること。</td></tr> <tr><td>13 その他本部長が指示する事項に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	所 掌 事 務	1 国の原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。	2 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。	3 原子力災害合同対策協議会における応急対策の協議に関すること。	4 広報対策に関すること。	5 緊急時モニタリングに関すること。	6 放射能影響評価解析に関すること。	7 被ばく医療措置に関すること。	8 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。	9 災害情報の収集及び伝達に関すること。	10 関係市町及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。	11 飲食物の摂取制限等に関すること。	12 生活必需品の供給に関すること。	13 その他本部長が指示する事項に関すること。	<p>(2) 現地災害対策本部</p> <p>図3-4-2 県の現地本部の組織</p> <p>表3-4-2 現地本部の所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 国の原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。</td></tr> <tr><td>2 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。</td></tr> <tr><td>3 原子力災害合同対策協議会における応急対策の協議に関すること。</td></tr> <tr><td>4 広報対策に関すること。</td></tr> <tr><td>5 緊急時モニタリングに関すること。</td></tr> <tr><td>6 放射能影響評価解析に関すること。</td></tr> <tr><td>7 原子力災害医療措置に関すること。</td></tr> <tr><td>8 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。</td></tr> <tr><td>9 災害情報の収集及び伝達に関すること。</td></tr> <tr><td>10 関係市町及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。</td></tr> <tr><td>11 飲食物の摂取制限等に関すること。</td></tr> <tr><td>12 生活必需品の供給に関すること。</td></tr> <tr><td>13 その他本部長が指示する事項に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	所 掌 事 務	1 国の原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。	2 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。	3 原子力災害合同対策協議会における応急対策の協議に関すること。	4 広報対策に関すること。	5 緊急時モニタリングに関すること。	6 放射能影響評価解析に関すること。	7 原子力災害医療措置 に関すること。	8 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。	9 災害情報の収集及び伝達に関すること。	10 関係市町及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。	11 飲食物の摂取制限等に関すること。	12 生活必需品の供給に関すること。	13 その他本部長が指示する事項に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地域防災計画で定める宮城県災害医療本部の体制と合わせるため ・関係機関の意見反映 ・組織名の変更 ・記載の明確化
所 掌 事 務																														
1 国の原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。																														
2 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。																														
3 原子力災害合同対策協議会における応急対策の協議に関すること。																														
4 広報対策に関すること。																														
5 緊急時モニタリングに関すること。																														
6 放射能影響評価解析に関すること。																														
7 被ばく医療措置に関すること。																														
8 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。																														
9 災害情報の収集及び伝達に関すること。																														
10 関係市町及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。																														
11 飲食物の摂取制限等に関すること。																														
12 生活必需品の供給に関すること。																														
13 その他本部長が指示する事項に関すること。																														
所 掌 事 務																														
1 国の原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。																														
2 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。																														
3 原子力災害合同対策協議会における応急対策の協議に関すること。																														
4 広報対策に関すること。																														
5 緊急時モニタリングに関すること。																														
6 放射能影響評価解析に関すること。																														
7 原子力災害医療措置 に関すること。																														
8 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。																														
9 災害情報の収集及び伝達に関すること。																														
10 関係市町及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。																														
11 飲食物の摂取制限等に関すること。																														
12 生活必需品の供給に関すること。																														
13 その他本部長が指示する事項に関すること。																														
		<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（指針の表現反映） 																												

現 行（平成26年2月修正）		修 正 案		備 考
表3-4-3 県の現地本部事務局及び各班の分掌事務		表3-4-3 県の現地本部事務局及び各班の分掌事務		
名称	分 掌 事 務	名称	分 掌 事 務	
現 地 本 部 事 務 局	1 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 3 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。 4 原子力災害合同対策協議会運営への協力及び同会議における応急対策の協議に関すること。 5 広報対策に関すること。 6 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。 7 災害情報の収集及び伝達に関すること。 8 関係市町及び現地防災関係機関等との連絡調整に関すること 9 現地本部の庶務に関すること。 10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	現 地 本 部 事 務 局	1 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 3 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。 4 原子力災害合同対策協議会運営への協力及び同会議における応急対策の協議に関すること。 5 広報対策に関すること。 6 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。 7 災害情報の収集及び伝達に関すること。 8 関係市町及び現地防災関係機関等との連絡調整に関すること 9 現地本部の庶務に関すること。 10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	
モニ タリ ン グ 班	1 緊急時モニタリングに関すること。 2 放射能影響評価解析に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	モニ タリ ン グ 班	1 緊急時モニタリングに関すること。 2 放射能影響評価解析に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	
医 療 班	1 被ばく医療措置に関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	医 療 班	1 原子力災害 医療措置に関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	・記載の適正化 （指針の表現反映）
住 民 生 活 班	1 生活必需物資の供給に関すること。 2 飲食物の摂取制限に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	住 民 生 活 班	1 生活必需物資の供給に関すること。 2 飲食物の摂取制限に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	
警 察 班	1 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 2 立入り等の制限措置及び解除に関すること。 3 防護対策地区及び周辺地域の警戒警備に関すること。 4 避難路及び応急対策車両の通行確保の交通規制等に関すること。 5 その他警察本部長の特命事項に関すること。	警 察 班	1 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 2 立入り等の制限措置及び解除に関すること。 3 防護対策地区及び周辺地域の警戒警備に関すること。 4 避難路及び応急対策車両の通行確保の交通規制等に関すること。 5 その他警察本部長の特命事項に関すること。	
(3)～(6) (略)		(3)～(6) (略)		
2 原子力災害合同対策協議会への出席等 本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設等において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、現地本部長をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。 原子力災害合同対策協議会の構成員は表3-4-4のとおりである。 また、県は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設等に派遣し、初動の緊急避難に係る周辺区域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握、医療関係情		2 原子力災害合同対策協議会への出席等 本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設等において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、現地本部長をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。 原子力災害合同対策協議会の構成員は表3-4-4のとおりである。 また、県は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設等に派遣し、初動の緊急避難に係る周辺区域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握、医療関係情		

現 行（平成26年2月修正）			修 正 案		備 考																														
<p>報の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>宮城県原子力災害警戒本部・災害対策本部運営要領（資料3-4-3）参照</p> <p>表3-4-4 原子力災害合同対策協議会（全体会議）の構成員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>構 成 員</th> <th>補 助 構 成 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>原子力災害現地対策本部長 原子力災害現地対策副本部長 内閣官房内閣参事官 その他指定行政機関代表者 他</td> <td>合同対策協議会総括班責任者 合同対策協議会広報班責任者 合同対策協議会プラントチーム責任者 合同対策協議会放射線班責任者 合同対策協議会運営支援班責任者 原子力防災専門官 その他原子力災害現地対策本部要員</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>現地本部長 現地副本部長（広報・モニタリング担当） 現地副本部長（住民生活・連絡調整担当） 現地副本部長（医療・住民生活担当）</td> <td>現地本部事務局長 （合同対策協議会総括班副責任者） 現地本部住民生活班長 （合同対策協議会広報班副責任者） 現地本部モニタリング班長 （合同対策協議会放射線班副責任者） 現地本部警察班長 （合同対策協議会住民安全班副責任者） 現地本部事務局次長 （合同対策協議会運営支援班副責任者） その他現地本部要員</td> </tr> <tr> <td>関係市町</td> <td>災害対策副本部長</td> <td>災害対策本部要員 立地消防本部代表者</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者</td> <td>本店緊急時対策本部副本部長</td> <td>発電所緊急時対策本部副本部長</td> </tr> <tr> <td>原子力規制委員会</td> <td>原子力規制委員会 緊急事態応急対策委員</td> <td>原子炉等関係、防護対策関係の専門家 （資料1-7-1）</td> </tr> </tbody> </table> <p>宮城県原子力災害警戒本部・災害対策本部運営要領（資料3-4-3）参照</p> <p>3～8 （略）</p> <p>9 防災業務関係者の安全確保 （略） （1）～（2） （略）</p>			関係機関	構 成 員	補 助 構 成 員	国	原子力災害現地対策本部長 原子力災害現地対策副本部長 内閣官房内閣参事官 その他指定行政機関代表者 他	合同対策協議会総括班責任者 合同対策協議会広報班責任者 合同対策協議会プラントチーム責任者 合同対策協議会放射線班責任者 合同対策協議会運営支援班責任者 原子力防災専門官 その他原子力災害現地対策本部要員	県	現地本部長 現地副本部長（広報・モニタリング担当） 現地副本部長（住民生活・連絡調整担当） 現地副本部長（医療・住民生活担当）	現地本部事務局長 （合同対策協議会総括班副責任者） 現地本部住民生活班長 （合同対策協議会広報班副責任者） 現地本部モニタリング班長 （合同対策協議会放射線班副責任者） 現地本部警察班長 （合同対策協議会住民安全班副責任者） 現地本部事務局次長 （合同対策協議会運営支援班副責任者） その他現地本部要員	関係市町	災害対策副本部長	災害対策本部要員 立地消防本部代表者	原子力事業者	本店緊急時対策本部副本部長	発電所緊急時対策本部副本部長	原子力規制委員会	原子力規制委員会 緊急事態応急対策委員	原子炉等関係、防護対策関係の専門家 （資料1-7-1）	<p>報の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>宮城県原子力災害警戒本部・災害対策本部運営要領（資料3-4-3）参照</p> <p>表3-4-4 原子力災害合同対策協議会（全体会議）の構成員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>構 成 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>原子力災害現地対策本部長： <u>内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）</u> 事務局長： <u>内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）</u> 原子力災害現地対策本部員その他の職員</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>現地本部長 その他の職員で県災害対策本部長から委任を受けた者</td> </tr> <tr> <td>関係市町</td> <td>災害対策副本部長 その他の職員で市町災害対策本部長から委任を受けた者</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者</td> <td>本店緊急時対策本部副本部長 原子力事業者の代表者から権限を委任された者</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>警察・消防機関の代表者から権限を委任された者</u> 原子力防災の専門家（学識経験者等） 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>宮城県原子力災害警戒本部・災害対策本部運営要領（資料3-4-3）参照</p> <p>3～8 （略）</p> <p>9 防災業務関係者の安全確保 （略） （1）～（2） （略）</p>		関係機関	構 成 員	国	原子力災害現地対策本部長： <u>内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）</u> 事務局長： <u>内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）</u> 原子力災害現地対策本部員その他の職員	県	現地本部長 その他の職員で県災害対策本部長から委任を受けた者	関係市町	災害対策副本部長 その他の職員で市町災害対策本部長から委任を受けた者	原子力事業者	本店緊急時対策本部副本部長 原子力事業者の代表者から権限を委任された者	その他	<u>警察・消防機関の代表者から権限を委任された者</u> 原子力防災の専門家（学識経験者等） 等	<ul style="list-style-type: none"> ・国の原子力災害対策マニュアルに基づく修正 ・関係機関の意見反映
関係機関	構 成 員	補 助 構 成 員																																	
国	原子力災害現地対策本部長 原子力災害現地対策副本部長 内閣官房内閣参事官 その他指定行政機関代表者 他	合同対策協議会総括班責任者 合同対策協議会広報班責任者 合同対策協議会プラントチーム責任者 合同対策協議会放射線班責任者 合同対策協議会運営支援班責任者 原子力防災専門官 その他原子力災害現地対策本部要員																																	
県	現地本部長 現地副本部長（広報・モニタリング担当） 現地副本部長（住民生活・連絡調整担当） 現地副本部長（医療・住民生活担当）	現地本部事務局長 （合同対策協議会総括班副責任者） 現地本部住民生活班長 （合同対策協議会広報班副責任者） 現地本部モニタリング班長 （合同対策協議会放射線班副責任者） 現地本部警察班長 （合同対策協議会住民安全班副責任者） 現地本部事務局次長 （合同対策協議会運営支援班副責任者） その他現地本部要員																																	
関係市町	災害対策副本部長	災害対策本部要員 立地消防本部代表者																																	
原子力事業者	本店緊急時対策本部副本部長	発電所緊急時対策本部副本部長																																	
原子力規制委員会	原子力規制委員会 緊急事態応急対策委員	原子炉等関係、防護対策関係の専門家 （資料1-7-1）																																	
関係機関	構 成 員																																		
国	原子力災害現地対策本部長： <u>内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）</u> 事務局長： <u>内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）</u> 原子力災害現地対策本部員その他の職員																																		
県	現地本部長 その他の職員で県災害対策本部長から委任を受けた者																																		
関係市町	災害対策副本部長 その他の職員で市町災害対策本部長から委任を受けた者																																		
原子力事業者	本店緊急時対策本部副本部長 原子力事業者の代表者から権限を委任された者																																		
その他	<u>警察・消防機関の代表者から権限を委任された者</u> 原子力防災の専門家（学識経験者等） 等																																		

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④県は、放射線防護要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、<u>緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</u></p> <p>⑤県の現地本部事務局は、医療班、モニタリング班と緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとし、この際、緊急時モニタリングセンター（EMC）<u>や緊急被ばく医療派遣チームとも緊密な連携を行うこととする。</u>また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>第5節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 適切な情報の提供</p> <p>県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況及びモニタリングの結果、<u>また、気象予測及び放射性物質の大気中拡散予測（SPEED Iネットワークシステム）等の参考情報</u>）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、<u>県が講じている施策に関する情報</u>、避難経路や避難所・避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を住民等に対して提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うこととする。</p> <p>この際、県が行う情報伝達事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>①事故の概要 ②原子力災害に係る対応状況 ・原子力発電所における対応状況 ・県及び市町村並びに国、防災関係機関の対応状況 ③災害の状況及び今後の予測 ・緊急時モニタリングの結果<u>及び国による大気中拡散計算結果</u> ④住民等のとるべき行動及び注意事項 ・交通規制、避難経路及び避難所・避難場所等 ・農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況</p>	<p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④県は、放射線防護要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、<u>原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</u></p> <p>⑤県の現地本部事務局は、医療班、モニタリング班と緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとし、この際、緊急時モニタリングセンター（EMC）<u>とも緊密な連携を行うこととする。</u>また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>第5節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 適切な情報の提供</p> <p>県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況及びモニタリングの結果等の参考情報）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、<u>県が講じている施策に関する情報</u>、交通規制、避難経路や避難所・避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を住民等に対して提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うこととする。</p> <p>この際、県が行う情報伝達事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>①事故の概要 ②原子力災害に係る対応状況 ・原子力発電所における対応状況 ・県及び市町村並びに国、防災関係機関の対応状況 ③災害の状況及び今後の予測 ・緊急時モニタリングの結果<u>結果</u> ④住民等のとるべき行動及び注意事項 ・交通規制、避難経路及び避難所・避難場所等 ・農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>⑤その他必要と認める事項</p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 関係市町の行う広報及び指示伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報の指示・伝達</p> <p>関係市町は、住民等に対し、防災行政無線、有線放送、エリアメール、広報車、立看板等のあらゆる広報手段を用いて必要な情報及び指示の伝達を行うものとする。</p> <p>なお、要員及び機材が不足する場合は、知事（本部長）に対し応援を要請することができるものとする。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>⑤その他必要と認める事項</p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 関係市町の行う広報及び指示伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報の指示・伝達</p> <p>関係市町は、住民等に対し、防災行政無線、有線放送、緊急速報メール、広報車、立看板等のあらゆる広報手段を用いて必要な情報及び指示の伝達を行うものとする。</p> <p>なお、要員及び機材が不足する場合は、知事（本部長）に対し応援を要請することができるものとする。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>・関係機関の意見反映</p>
<p>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>1 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) モニタリングに係る区域の設定</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリングの実施にあたり、空間放射線量率等の測定結果に基づき、<u>また、気象予測や大気中拡散予測（SPEED I等）を参考として、OILに基づく防護措置の実施のため、モニタリングを優先して実施すべき区域を決める。この際、被災等により実測の測定結果が得られない場合には、気象予測や大気中拡散予測により区域を決めることも考慮する。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 関係機関等への協力要請</p> <p>(1) 情報提供の要請</p> <p>災害対策本部長は、現地災害対策本部のモニタリング班を設置したときは、直ちに原子力防災管理者及び仙台管区気象台長に対し、緊急時モニタリングの実施に当たり必要な、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに予報及び気象情報等の提供を要請するものとする。</p>	<p>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>1 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) モニタリングに係る区域の設定</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリングの実施にあたり、空間放射線量率等の測定結果に基づき、<u>OILに基づく防護措置の実施のため、モニタリングを優先して実施すべき区域を決める。この際、実測の測定結果が得られない場合には、国がその状況に応じた代替装置について検討し、緊急時モニタリング実施計画に反映することとされている。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>4 関係機関等への協力要請</p> <p>(1) 情報提供の要請</p> <p>災害対策本部長は、現地災害対策本部のモニタリング班を設置したときは、直ちに原子力防災管理者及び仙台管区気象台長に対し、緊急時モニタリングの実施に当たり必要な、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに予報及び気象情報等の提供を要請するものとする。</p>	<p>・関係機関の意見反映</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考																														
<p style="text-align: center;">表3-6-1 モニタリング班の業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職位及びチーム名</th> <th style="width: 80%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班 長</td> <td>班の編成及び班業務の指揮総括</td> </tr> <tr> <td>副 班 長</td> <td>班長の補佐及び職務代理</td> </tr> <tr> <td>企画評価チーム</td> <td>モニタリング班の総括、モニタリングに係る指示結果の妥当性確認、モニタリング班員の被ばく管理</td> </tr> <tr> <td>情報連絡チーム</td> <td>モニタリングに係る情報の収集、要員の派遣要請</td> </tr> <tr> <td>監視解析チーム</td> <td>緊急時モニタリングに係る放射線量率測定等 大気拡散予測（SPEED I）に係る情報収集及び結果の解析</td> </tr> <tr> <td>分析測定チーム</td> <td>放射能分析及び積算線量測定、現地調査チームの機材準備 要員スクリーニング</td> </tr> <tr> <td>現地調査チーム</td> <td>移動観測車、可搬型ポスト及びサーベイメーター等による測定 飲料水、農林水産物、土壌等の環境試料、大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取 積算線量計の配置及び回収</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>第7節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p>	職位及びチーム名	概 要	班 長	班の編成及び班業務の指揮総括	副 班 長	班長の補佐及び職務代理	企画評価チーム	モニタリング班の総括、モニタリングに係る指示結果の妥当性確認、モニタリング班員の被ばく管理	情報連絡チーム	モニタリングに係る情報の収集、要員の派遣要請	監視解析チーム	緊急時モニタリングに係る放射線量率測定等 大気拡散予測（SPEED I）に係る情報収集及び結果の解析	分析測定チーム	放射能分析及び積算線量測定、現地調査チームの機材準備 要員スクリーニング	現地調査チーム	移動観測車、可搬型ポスト及びサーベイメーター等による測定 飲料水、農林水産物、土壌等の環境試料、大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取 積算線量計の配置及び回収	<p style="text-align: center;">表3-6-1 モニタリング班の業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職位及びチーム名</th> <th style="width: 80%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班 長</td> <td>班の編成及び班業務の指揮総括</td> </tr> <tr> <td>副 班 長</td> <td>班長の補佐及び職務代理</td> </tr> <tr> <td>企画調整チーム</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 放出源、気象及び経路情報の確認・分析 2 緊急時モニタリング実施計画見直し等の提案及び同案修正への参画 3 モニタリング作業全般に関する指示書・作業手順書の作成 4 ERCへの動員要請リストの作成 5 EMCのすべての文書の原本管理への参画 6 EMCの運営支援への参画 </td> </tr> <tr> <td>情報収集管理チーム</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 放出源、気象及び経路情報の収集 2 連続モニターによる監視 3 モニタリング要員の派遣要請 4 各チームとの連絡 (指示伝達及び情報収集) 5 モニタリング要員の被ばく管理 6 緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理 7 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 8 EMCの活動内容の記録への参画 </td> </tr> <tr> <td>分析チーム</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 積算線量測定 2 環境試料中の放射性物質の放射能濃度の測定 3 測定採取チームの資機材準備及び作業場所等の養生 4 測定採取チーム要員のスクリーニング及び同要員が使用した機材等の汚染管理 5 測定採取チームからの採取試料の受領及び試料前処理 6 情報収集管理チームへの結果等の報告 7 情報収集管理チームからの再確認依頼への対応 8 分析済試料の管理 </td> </tr> <tr> <td>測定採取チーム</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 移動観測車による放射線の測定 2 可搬型ポスト及びサーベイメーターによる放射線の測定 3 大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取 4 積算線量計の配置及び回収 5 飲料水、農畜水産物、土壌等環境試料の採取 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>第7節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p>	職位及びチーム名	概 要	班 長	班の編成及び班業務の指揮総括	副 班 長	班長の補佐及び職務代理	企画調整チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 放出源、気象及び経路情報の確認・分析 2 緊急時モニタリング実施計画見直し等の提案及び同案修正への参画 3 モニタリング作業全般に関する指示書・作業手順書の作成 4 ERCへの動員要請リストの作成 5 EMCのすべての文書の原本管理への参画 6 EMCの運営支援への参画 	情報収集管理チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 放出源、気象及び経路情報の収集 2 連続モニターによる監視 3 モニタリング要員の派遣要請 4 各チームとの連絡 (指示伝達及び情報収集) 5 モニタリング要員の被ばく管理 6 緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理 7 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 8 EMCの活動内容の記録への参画 	分析チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 積算線量測定 2 環境試料中の放射性物質の放射能濃度の測定 3 測定採取チームの資機材準備及び作業場所等の養生 4 測定採取チーム要員のスクリーニング及び同要員が使用した機材等の汚染管理 5 測定採取チームからの採取試料の受領及び試料前処理 6 情報収集管理チームへの結果等の報告 7 情報収集管理チームからの再確認依頼への対応 8 分析済試料の管理 	測定採取チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 移動観測車による放射線の測定 2 可搬型ポスト及びサーベイメーターによる放射線の測定 3 大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取 4 積算線量計の配置及び回収 5 飲料水、農畜水産物、土壌等環境試料の採取 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリングセンターに合わせた変更 ・ 関係機関の意見反映
職位及びチーム名	概 要																															
班 長	班の編成及び班業務の指揮総括																															
副 班 長	班長の補佐及び職務代理																															
企画評価チーム	モニタリング班の総括、モニタリングに係る指示結果の妥当性確認、モニタリング班員の被ばく管理																															
情報連絡チーム	モニタリングに係る情報の収集、要員の派遣要請																															
監視解析チーム	緊急時モニタリングに係る放射線量率測定等 大気拡散予測（SPEED I）に係る情報収集及び結果の解析																															
分析測定チーム	放射能分析及び積算線量測定、現地調査チームの機材準備 要員スクリーニング																															
現地調査チーム	移動観測車、可搬型ポスト及びサーベイメーター等による測定 飲料水、農林水産物、土壌等の環境試料、大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取 積算線量計の配置及び回収																															
職位及びチーム名	概 要																															
班 長	班の編成及び班業務の指揮総括																															
副 班 長	班長の補佐及び職務代理																															
企画調整チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 放出源、気象及び経路情報の確認・分析 2 緊急時モニタリング実施計画見直し等の提案及び同案修正への参画 3 モニタリング作業全般に関する指示書・作業手順書の作成 4 ERCへの動員要請リストの作成 5 EMCのすべての文書の原本管理への参画 6 EMCの運営支援への参画 																															
情報収集管理チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 放出源、気象及び経路情報の収集 2 連続モニターによる監視 3 モニタリング要員の派遣要請 4 各チームとの連絡 (指示伝達及び情報収集) 5 モニタリング要員の被ばく管理 6 緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理 7 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 8 EMCの活動内容の記録への参画 																															
分析チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 積算線量測定 2 環境試料中の放射性物質の放射能濃度の測定 3 測定採取チームの資機材準備及び作業場所等の養生 4 測定採取チーム要員のスクリーニング及び同要員が使用した機材等の汚染管理 5 測定採取チームからの採取試料の受領及び試料前処理 6 情報収集管理チームへの結果等の報告 7 情報収集管理チームからの再確認依頼への対応 8 分析済試料の管理 																															
測定採取チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 移動観測車による放射線の測定 2 可搬型ポスト及びサーベイメーターによる放射線の測定 3 大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取 4 積算線量計の配置及び回収 5 飲料水、農畜水産物、土壌等環境試料の採取 																															

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、<u>避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</u>なお、<u>原子力規制委員会は施設敷地緊急事態以降、実施すべき防護措置を検討する際の参考とするため、単位量放出を仮定した予測を行い、関係機関に連絡することとされている。</u></p> <p>⑥県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所・避難場所等における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、<u>原子力災害現地対策本部等</u>に対しても情報提供するものとする。</p> <p>なお、県は、避難状況の確実な把握のため、指定された避難所・避難場所以外に避難をした場合等には、市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>(2) 避難所等</p> <p>①県は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所・避難場所等として開設することを支援するものとする。</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>避難の際の住民に対するスクリーニングの実施</u></p> <p><u>国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとされている。</u></p> <p>県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、<u>住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。</u></p>	<p>(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、<u>避難及びスクリーニングや避難退域時検査</u>等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。<u>(削除)</u></p> <p>⑥県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所・避難場所等における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、<u>国の</u>原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>なお、県は、避難状況の確実な把握のため、指定された避難所・避難場所以外に避難をした場合等には、市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>(2) 避難所等</p> <p>①県は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所・避難場所等として開設することを支援するものとする。</p> <p><u>なお、県は避難先自治体等からの情報を集約し、避難先の調整を行うものとする。</u></p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>避難退域時検査等</u>の実施</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関等の支援の下、<u>OILに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等(ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。)</u>を対象に、<u>避</u></p>	<p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・記載の明確化</p> <p>・関係機関の意見反映</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・関係機関の意見反映</p> <p>・原子力災害対</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>(5) 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>②緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、安定ヨウ素剤の服用指示について、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。</p> <p>県は、関係市町等と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。</p> <p>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル（資料3-10-1）</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 独自の判断による措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒区域の設定</p> <p>関係市町は、国の指示がない段階で、県から防護対策地区内の住民等に対する避難や屋内退避等の指示を受けたとき又は独自の判断により、災害対策基本法第63条の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。</p> <p>なお、警戒区域を設定したときの住民等への対応は、第5節（住民等への的確な情報伝達活動）の定めるところにより伝達するものとする。</p> <p>緊急事態対策ゾーンの概念図（資料3-7-2）参照</p> <p>(3) 防護措置に係る指示伝達等</p> <p>I (略)</p> <p>II <u>コンクリート屋内退避又は避難に係る指示伝達等</u></p>	<p><u>難退域時検査</u>及び<u>簡易</u>除染を行うものとする。</p> <p>(5) 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>②緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、安定ヨウ素剤の服用指示について、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。</p> <p>県は、関係市町等と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用の指示<u>又は指示を伝達</u>するものとする。</p> <p>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル（資料3-10-1）</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 独自の判断による措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒区域の設定</p> <p>関係市町は、国の指示がない段階で、県から防護対策地区内の住民等に対する避難や屋内退避等の指示を受けたとき又は独自の判断により、災害対策基本法第63条の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。</p> <p>なお、警戒区域を設定したときの住民等への対応は、第5節（住民等への的確な情報伝達活動）の定めるところにより伝達するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 防護措置に係る指示伝達等</p> <p>I (略)</p> <p>II <u>避難</u>に係る指示伝達等</p>	<p>策指針の反映</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・現在の枠組みでは概念図を示す必要がないと考えられるため削除</p> <p>・現在の枠組み</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>①県は、<u>コンクリート屋内退避又は避難の実施にあたり、直ちに関係市町に対し、上記Ⅰ－①に掲げる事項（二についてはコンクリート屋内退避や避難等の防護措置に係る地区）を伝達し、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、防護対策地区内の住民等に周知させるとともに、関係市町の指示に従って行動するよう呼びかけるものとする。</u></p> <p>②県は、①の指示をしたときは、宮城海上保安部長、石巻地区広域行政事務組合消防長、公共輸送機関の長、東北方面総監その他の防災関係機関の長に対し、協力を要請するものとする。</p> <p>③関係市町は、<u>コンクリート屋内退避又は避難を行う場合は、あらかじめ定める計画に基づき、避難所・避難場所、経路、集合場所等を決定するとともに、防護対策地区内の住民等に対し、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講ずるものとし、特に乳幼児、妊婦等の要配慮者に配慮するよう指示するものとする。</u></p> <p>④関係市町は、防護対策地区内の学校、公共施設等の施設に係る<u>コンクリート屋内退避又は避難</u>について、特に当該施設の管理者及び関係防災機関との連絡を密にし、住民等に適切かつ明確な指示を与えて実施するよう配慮するものとする。</p> <p>（４）防護措置の方法等</p> <p>Ⅰ （略）</p> <p>Ⅱ <u>コンクリート屋内退避又は避難</u></p> <p>①関係市町は、住民等に対し<u>コンクリート屋内退避を指示するときは、原子力発電所との方位・距離等を考慮の上、あらかじめ定めるコンクリート屋内退避所を指定するものとする。この場合において、退避は原則として住民等が各自の行動によるものとし、携行品は最小限にとどめるものとする。</u></p> <p>②関係市町は、<u>コンクリート屋内退避所を指定したときは、あらかじめ定める職員を派遣して退避者の保護に当たらせるものとする。</u></p> <p>③関係市町は、住民等に対して避難を指示するときにおいて、あらかじめ定める計画で住民等の集合場所を指定している場合、市町職員、消防職員・消防団員又は警察官の誘導のもとに住民等を集合させるものとする。</p> <p>④関係市町は、集合場所から避難所・避難場所への住民等の輸送については、県及び県の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて、また、必要に応じ、避難を必要とする地区内の乗合自動車の所有者等の協力を得て、あらかじめ定める計画により実施するものとする。</p> <p>⑤関係市町は、<u>コンクリート屋内退避又は避難の措置を実施するに当たって、要</u></p>	<p>①県は、避難の実施にあたり、直ちに関係市町に対し、上記Ⅰ－①に掲げる事項（二についてはは避難の防護措置に係る地区）を伝達し、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、防護対策地区内の住民等に周知させるとともに、関係市町の指示に従って行動するよう呼びかけるものとする。</p> <p>②県は、①の指示をしたときは、宮城海上保安部長、石巻地区広域行政事務組合消防長、公共輸送機関の長、東北方面総監その他の防災関係機関の長に対し、協力を要請するものとする。</p> <p>③関係市町は、避難を行う場合は、あらかじめ定める計画に基づき、避難所・避難場所、経路、集合場所等を決定するとともに、防護対策地区内の住民等に対し、避難の措置を講ずるものとし、特に乳幼児、妊婦等の要配慮者に配慮するよう指示するものとする。</p> <p>④関係市町は、防護対策地区内の学校、公共施設等の施設に係る<u>屋内退避又は避難</u>について、特に当該施設の管理者及び関係防災機関との連絡を密にし、住民等に適切かつ明確な指示を与えて実施するよう配慮するものとする。</p> <p>（４）防護措置の方法等</p> <p>Ⅰ （略）</p> <p>Ⅱ <u>避難</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>①関係市町は、住民等に対して避難を指示するときにおいて、あらかじめ定める計画で住民等の集合場所を指定している場合、市町職員、消防職員・消防団員又は警察官の誘導のもとに住民等を集合させるものとする。</p> <p>②関係市町は、集合場所から避難所・避難場所への住民等の輸送については、県及び県の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて、また、必要に応じ、避難を必要とする地区内の乗合自動車の所有者等の協力を得て、あらかじめ定める計画により実施するものとする。</p> <p>③関係市町は、避難の措置を実施するに当たって、要配慮者に特に留意するもの</p>	<p>ではコンクリート屋内退避と避難は同等ではないので削除</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・番号繰り上げ</p> <p>・番号繰り上げ</p> <p>・番号繰り上げ</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>配慮者に特に留意するものとする。</p> <p>⑥関係市町は、<u>コンクリート屋内退避又は避難の措置</u>を講じた場合においては、避難等誘導責任者、退避又は避難所責任者等を通じて退避又は避難の措置の実施状況を把握しておくものとする。</p> <p>Ⅲ 被ばくの低減</p> <p>県及び関係市町は、避難や屋内退避等に際して、被ばく低減のため、住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持などの必要な注意を促すものとする。また、<u>コンクリート屋内退避又は避難の誘導</u>の任に当たる者もこの旨を適宜伝達するものとする。</p> <p>浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数（資料3-7-3）参照</p> <p>Ⅳ 周辺市町村への避難</p> <p>県は、災害の状況により、<u>風向、大気拡散予測</u>等を考慮した上で、関係市町の計画とは異なる地域への避難が必要と認める場合において、<u>災害対策基本法</u>に基づく広域一時滞在に係る協議等を行う上で特に必要な場合は、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し、避難住民等の受け入れ及び避難所・避難場所等の設置を要請するものとする。また、必要に応じ、職員を派遣し、避難収容等の指導に当たらせるものとする。</p> <p>県から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画等に定める避難所・避難場所を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。</p> <p>この場合、関係市町は、避難者の輸送に努めるとともに、避難所・避難場所に職員を派遣して、受け入れ市町村との連絡及び避難者への対応等に当たらせるものとする。</p> <p>V (略)</p> <p>(5) 避難・<u>コンクリート屋内退避等</u>の誘導</p> <p>避難・退避等の誘導は、警察官、海上保安官及び消防職員・消防団員が当たり、2-(1)で定める防護対策地区ごとに実施するものとする。この場合、誘導に当たる者は、関係市町と密接な連絡をとるものとする。</p> <p>関係市町職員、消防職員・消防団員数（資料3-7-4）参照</p> <p>(6) 立入制限等の措置</p> <p>I 陸上の立入制限等の措置</p>	<p>とする。</p> <p>④関係市町は、<u>避難</u>の措置を講じた場合においては、避難等誘導責任者、退避又は避難所責任者等を通じて退避又は避難の措置の実施状況を把握しておくものとする。</p> <p>Ⅲ 被ばくの低減</p> <p>県及び関係市町は、避難や屋内退避等に際して、被ばく低減のため、住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持などの必要な注意を促すものとする。また、<u>避難</u>の誘導の任に当たる者もこの旨を適宜伝達するものとする。</p> <p>浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数（資料3-7-3）参照</p> <p>Ⅳ 周辺市町村への避難</p> <p>県は、災害の状況及び<u>緊急時モニタリングの結果</u>等を考慮した上で、関係市町の計画とは異なる地域への避難が必要と認める場合において、<u>県の災害対策本部において調整し</u>、<u>災害対策基本法</u>に基づく広域一時滞在に係る協議等を行う上で特に必要な場合は、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し、避難住民等の受け入れ及び避難所・避難場所等の設置を要請するものとする。また、必要に応じ、職員を派遣し、避難収容等の指導に当たらせるものとする。</p> <p>県から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画等に定める避難所・避難場所を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。</p> <p>この場合、関係市町は、避難者の輸送に努めるとともに、避難所・避難場所に職員を派遣して、受け入れ市町村との連絡及び避難者への対応等に当たらせるものとする。</p> <p>V (略)</p> <p>(5) 避難・<u>屋内退避</u>の誘導</p> <p>避難・<u>屋内退避</u>の誘導は、警察官、海上保安官及び消防職員・消防団員が当たり、2-(1)で定める防護対策地区ごとに実施するものとする。この場合、誘導に当たる者は、関係市町と密接な連絡をとるものとする。</p> <p>関係市町職員、消防職員・消防団員数（資料3-7-4）参照</p> <p>(6) 立入制限等の措置</p> <p>I 陸上の立入制限等の措置</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・番号繰り上げ</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・関係機関の意見反映</p> <p>・記載の明確化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>①県は、関係市町に対し、防護対策地区内においては、避難及び退避中の住民・防災業務関係者以外の者及びその保有車両等の立ち入りの禁止を、警戒区域においてはこれらの者及び車両等の立ち入りの制限を必要に応じ、指示するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>II (略)</p> <p>第7節の2～3 (略)</p> <p>第8節 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の範囲及び順位</p> <p>県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</p> <p>①第1順位 ○救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ○負傷者の搬送 ○原子力災害合同対策協議会全体会議の構成員等（国の現地対策本部長、県の現地本部長、関係市町の災害対策副本部長等）</p> <p>②第2順位 ○コンクリート屋内退避所、避難所・避難場所等を維持・管理するために必要な人員、資機材 ○避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域から優先的に避難） ○災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送（国の専門家、緊急時モニタリング要員等）</p> <p>③第3順位 ○その他緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会機能班要員等）</p> <p>④第4順位 ○住民の生活を確保するために必要な物資の輸送（飲料水、飲食物、衣類等）</p> <p>⑤第5順位 ○その他緊急事態応急対策のために必要な輸送</p> <p>(2) (略)</p>	<p>①県は、関係市町に対し、防護対策地区内においては、避難及び屋内退避中の住民・防災業務関係者以外の者及びその保有車両等の立ち入りの禁止を、警戒区域においてはこれらの者及び車両等の立ち入りの制限を必要に応じ、指示するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>II (略)</p> <p>第7節の2～3 (略)</p> <p>第8節 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の範囲及び順位</p> <p>県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</p> <p>①第1順位 ○救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ○負傷者の搬送 ○原子力災害合同対策協議会全体会議の構成員等（国の現地対策本部長、県の現地本部長、関係市町の災害対策副本部長等）</p> <p>②第2順位 ○<u>屋内</u>退避所、避難所・避難場所等を維持・管理するために必要な人員、資機材 ○避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域から優先的に避難） ○災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送（国の専門家、緊急時モニタリング要員等）</p> <p>③第3順位 ○その他緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会機能班要員等）</p> <p>④第4順位 ○住民の生活を確保するために必要な物資の輸送（飲料水、飲食物、衣類等）</p> <p>⑤第5順位 ○その他緊急事態応急対策のために必要な輸送</p> <p>(2) (略)</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>2 (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 被ばく医療活動</p> <p>1 原子力災害時の被ばく医療体制</p> <p>(1) 医療班の設置</p> <p>原子力施設の状況が施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に至った場合、県現地災害対策本部（現地本部）が設置され、現地本部の下に医療班が編成される。</p> <p>放射性物質の放出を伴う状況となった場合、医療班は、住民等の被ばく及びそのおそれがある者に対する検査、除染等並びに一般傷病者に対する診察、治療を行うため、原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアルに基づき被ばく医療活動を実施するものとする。</p> <p>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル（資料3-10-1）</p> <p>(2) 関係機関等への協力要請</p> <p>県災害対策本部長は、医療班の設置に当たり、必要と認められる場合は、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）、日本赤十字社宮城県支部、地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「宮城県立病院機構」という。）等の医療機関並びに社団法人宮城県医師会（以下「宮城県医師会」という。）及び公益社団法人宮城県放射線技師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供について協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 医療班の活動</p> <p>医療班は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学付属病院等より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなど、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。</p> <p>また、コンクリート屋内退避所や避難所・避難場所等における住民等の健康管理を行うとともに、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入</p>	<p>2 (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 原子力災害医療活動</p> <p><u>原子力災害医療協力機関の登録及び原子力災害拠点病院の指定により、十分な原子力災害医療体制が確保されるまでは、従来の医療体制（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関）も維持されるものとする。</u></p> <p>1 原子力災害医療体制</p> <p>(1) 医療班の設置</p> <p>原子力施設の状況が施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に至った場合、県現地災害対策本部（現地本部）が設置され、現地本部の下に医療班が編成される。</p> <p>放射性物質の放出を伴う状況となった場合、医療班は、住民等の被ばく及びそのおそれがある者に対する検査、除染等並びに一般傷病者に対する診察、治療を行うため、原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアルに基づき原子力災害医療活動を実施するものとする。</p> <p>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル（資料3-10-1）</p> <p>(2) 関係機関等への協力要請</p> <p>県災害対策本部長は、医療班の設置に当たり、必要と認められる場合は、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）、日本赤十字社宮城県支部、地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「宮城県立病院機構」という。）等の医療機関並びに公益社団法人宮城県医師会（以下「宮城県医師会」という。）及び公益社団法人宮城県放射線技師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供について協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 医療班の活動</p> <p>医療班は、必要に応じて原子力災害医療・総合支援センター等より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの指導を受けるなど、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。</p> <p>また、<u>屋内退避所や避難所・避難場所等における住民等の健康管理を行うとともに、県災害対策本部に配置する原子力災害医療調整官</u>の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援する</p>	<p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・経過措置として記載</p> <p>・関係機関の意見反映</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・関係機関の意</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>れを支援するものとする。</p> <p>（4）消防庁等に対する要請</p> <p>県は、自ら必要と認める場合又は市町村等から被ばく医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁等の緊急輸送関係省庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>（5）医療班の組織及び業務</p> <p>①医療班の組織</p> <p>医療班は班長、副班長及び次に掲げる要員をもって構成するものとし、医療班の組織は図3-10-1のとおりとする。</p> <p>イ 医療機関要員（東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター、日本赤十字社石巻赤十字病院、<u>地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立循環器・呼吸器病センター等派遣の要員</u>）</p> <p>ロ 地域医療機関（関係市町立病院等）の要員</p> <p>ハ 宮城県医師会員、一般社団法人宮城県薬剤師会員、公益社団法人宮城県放射線技師会員</p> <p>ニ 消防機関（石巻地区広域行政事務組合消防本部等）派遣の救急隊員</p> <p>ホ 県保健福祉部職員、県保健福祉事務所員</p> <p>ヘ 関係市町の協力要員</p> <p>ト <u>緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言要員（資料1-7-1）</u></p> <p>チ その他要員（県防災航空隊等）</p> <div data-bbox="107 995 965 1265"> <p>図3-10-1 医療班の組織図</p> </div> <p>②医療班の編成</p> <p>医療班の各チームの編成は表3-10-1のとおりとする。 各チームには、リーダーをおき、各リーダーはそれぞれチームの医療活動を総</p>	<p>ものとする。</p> <p>（4）消防庁等に対する要請</p> <p>県は、自ら必要と認める場合又は市町村等から原子力災害医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁等の緊急輸送関係省庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>（5）医療班の組織及び業務</p> <p>①医療班の組織</p> <p>医療班は班長、副班長及び次に掲げる要員をもって構成するものとし、医療班の組織は図3-10-1のとおりとする。</p> <p>イ 医療機関要員（東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター、日本赤十字社石巻赤十字病院、宮城県立病院機構宮城県立循環器・呼吸器病センター等派遣の要員）</p> <p>ロ 地域医療機関（関係市町立病院等）の要員</p> <p>ハ 宮城県医師会員、一般社団法人宮城県薬剤師会員、公益社団法人宮城県放射線技師会員</p> <p>ニ 消防機関（石巻地区広域行政事務組合消防本部等）派遣の救急隊員</p> <p>ホ 県保健福祉部職員、県保健福祉事務所員</p> <p>ヘ 関係市町の協力要員</p> <p>（削除）</p> <p>ト その他要員（県防災航空隊等）</p> <div data-bbox="1048 1031 1861 1294"> <p>図3-10-1 医療班の組織図</p> </div> <p>②医療班の編成</p> <p>医療班の各チームの編成は表3-10-1のとおりとする。</p>	<p>見反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の適正化（定義済み） ・原子力災害対策指針の反映（医療班には派遣されない） ・番号繰り上げ ・原子力災害対策指針の反映（医療班には派遣されない）

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考																				
<p>括するとともに、企画調整チームを通じて医療班長にその活動状況を随時報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-10-1 医療班のチーム編成</p> <table border="1" data-bbox="120 352 976 662"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>編 成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整チーム</td> <td>主として県保健福祉部職員によって編成し、必要に応じ国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言を得る。</td> </tr> <tr> <td>救護チーム</td> <td>1 派遣される医療関係機関ごとに編成し、チームの数は災害の態様によって決定する。 2 緊急搬送は、消防機関の救急隊が当たる。</td> </tr> <tr> <td>診断チーム</td> <td>放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言を得る。</td> </tr> <tr> <td>一次除染チーム</td> <td>医師、各県保健所職員で編成。東部保健福祉事務所等に設置。</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	編 成	企画調整チーム	主として県保健福祉部職員によって編成し、必要に応じ国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言を得る。	救護チーム	1 派遣される医療関係機関ごとに編成し、チームの数は災害の態様によって決定する。 2 緊急搬送は、消防機関の救急隊が当たる。	診断チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言を得る。	一次除染チーム	医師、各県保健所職員で編成。東部保健福祉事務所等に設置。	<p>各チームには、リーダーをおき、各リーダーはそれぞれチームの医療活動を総括するとともに、企画調整チームを通じて医療班長にその活動状況を随時報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-10-1 医療班のチーム編成</p> <table border="1" data-bbox="1016 352 1872 662"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>編 成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整チーム</td> <td>主として県保健福祉部職員によって編成し、必要に応じ国派遣の原子力災害医療派遣チームの指導・助言を得る。</td> </tr> <tr> <td>救護チーム</td> <td>1 派遣される医療関係機関ごとに編成し、チームの数は災害の態様によって決定する。 2 緊急搬送は、消防機関の救急隊が当たる。</td> </tr> <tr> <td>診断チーム</td> <td>放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、必要に応じて国派遣の原子力災害医療派遣チームの指導・助言を得る。</td> </tr> <tr> <td>一次除染チーム</td> <td>医師、各県保健所職員で編成。東部保健福祉事務所等に設置。</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	編 成	企画調整チーム	主として県保健福祉部職員によって編成し、必要に応じ国派遣の 原子力災害 医療派遣チームの指導・助言を得る。	救護チーム	1 派遣される医療関係機関ごとに編成し、チームの数は災害の態様によって決定する。 2 緊急搬送は、消防機関の救急隊が当たる。	診断チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、必要に応じて国派遣の 原子力災害 医療派遣チームの指導・助言を得る。	一次除染チーム	医師、各県保健所職員で編成。東部保健福祉事務所等に設置。	<p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p>
チーム名	編 成																					
企画調整チーム	主として県保健福祉部職員によって編成し、必要に応じ国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言を得る。																					
救護チーム	1 派遣される医療関係機関ごとに編成し、チームの数は災害の態様によって決定する。 2 緊急搬送は、消防機関の救急隊が当たる。																					
診断チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言を得る。																					
一次除染チーム	医師、各県保健所職員で編成。東部保健福祉事務所等に設置。																					
チーム名	編 成																					
企画調整チーム	主として県保健福祉部職員によって編成し、必要に応じ国派遣の 原子力災害 医療派遣チームの指導・助言を得る。																					
救護チーム	1 派遣される医療関係機関ごとに編成し、チームの数は災害の態様によって決定する。 2 緊急搬送は、消防機関の救急隊が当たる。																					
診断チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、必要に応じて国派遣の 原子力災害 医療派遣チームの指導・助言を得る。																					
一次除染チーム	医師、各県保健所職員で編成。東部保健福祉事務所等に設置。																					
<p>③医療班の業務</p> <p>医療班の業務は、表3-10-2のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-10-2 医療班の業務</p> <table border="1" data-bbox="120 900 976 1289"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整チーム</td> <td>1 被ばく医療活動実施のための情報収集に関すること。 2 被ばく医療活動実施計画の策定に関すること。 3 被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること。</td> </tr> <tr> <td>救護チーム</td> <td>1 公共施設及び避難所等への救護所の開設に関すること。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。</td> </tr> <tr> <td>診断チーム</td> <td>1 公共施設及び避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関すること。 2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措置に関すること。</td> </tr> <tr> <td>一次除染チーム</td> <td>1 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び除染に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	業 務	企画調整チーム	1 被ばく医療活動実施のための情報収集に関すること。 2 被ばく医療活動実施計画の策定に関すること。 3 被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること。	救護チーム	1 公共施設及び避難所等への救護所の開設に関すること。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。	診断チーム	1 公共施設及び避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関すること。 2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措置に関すること。	一次除染チーム	1 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び除染に関すること。	<p>③医療班の業務</p> <p>医療班の業務は、表3-10-2のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-10-2 医療班の業務</p> <table border="1" data-bbox="1016 900 1872 1289"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整チーム</td> <td>1 原子力災害医療活動実施のための情報収集に関すること。 2 原子力災害医療活動実施計画の策定に関すること。 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること。</td> </tr> <tr> <td>救護チーム</td> <td>1 公共施設及び避難所等への救護所の開設に関すること。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。</td> </tr> <tr> <td>診断チーム</td> <td>1 公共施設及び避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関すること。 2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措置に関すること。</td> </tr> <tr> <td>一次除染チーム</td> <td>1 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び除染に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	業 務	企画調整チーム	1 原子力災害 医療活動実施のための情報収集に関すること。 2 原子力災害 医療活動実施計画の策定に関すること。 3 原子力災害 医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること。	救護チーム	1 公共施設及び避難所等への救護所の開設に関すること。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。	診断チーム	1 公共施設及び避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関すること。 2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措置に関すること。	一次除染チーム	1 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び除染に関すること。	<p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p>
チーム名	業 務																					
企画調整チーム	1 被ばく医療活動実施のための情報収集に関すること。 2 被ばく医療活動実施計画の策定に関すること。 3 被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること。																					
救護チーム	1 公共施設及び避難所等への救護所の開設に関すること。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。																					
診断チーム	1 公共施設及び避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関すること。 2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措置に関すること。																					
一次除染チーム	1 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び除染に関すること。																					
チーム名	業 務																					
企画調整チーム	1 原子力災害 医療活動実施のための情報収集に関すること。 2 原子力災害 医療活動実施計画の策定に関すること。 3 原子力災害 医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること。																					
救護チーム	1 公共施設及び避難所等への救護所の開設に関すること。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。																					
診断チーム	1 公共施設及び避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関すること。 2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措置に関すること。																					
一次除染チーム	1 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び除染に関すること。																					
<p>2 原子力災害時の被ばく医療活動の実施</p> <p>原子力災害時の被ばく医療活動の実施は、図3-10-2（1）で示す系統図</p>	<p>2 原子力災害医療活動の実施</p> <p>原子力災害医療活動の実施は、図3-10-2（1）で示す系統図に従って行</p>	<p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p>																				

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>に従って行うものとする。</p> <p>（1）一般医療の実施</p> <p>救護チームは開設した救護所において一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。 また、救護チームは、<u>コンクリート</u>屋内退避所、避難所・避難場所等における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>一般傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等 （資料3-10-2）参照</p> <p>（2）放射線被ばく診断（スクリーニング）の実施</p> <p>診断チームは開設した診療所において、必要に応じて緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言を受けるなどにより、住民等の汚染検査を行いOILに基づく除染等を実施するとともに、被ばく線量の推定を行うものとする。</p> <p>（3）～（4） （略）</p> <p>（5）二次又は三次被ばく医療機関への搬送</p> <p>医療班長は、（2）の検査及び除染等の実施により、更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく患者を東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター（<u>地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立循環器・呼吸器病センター内</u>）の二次被ばく医療機関又は放射線医学総合研究所等の三次被ばく医療機関に搬送するものとする。この際、二次被ばく医療機関へは原則として救護チームが搬送を行うものとし、<u>三次被ばく医療機関</u>へは関係機関の協力を得て空路又は陸路にて搬送を行うものとする。</p> <p>（6） （略）</p>	<p>うものとする。</p> <p>（1）一般医療の実施</p> <p>救護チームは開設した救護所において一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。 また、救護チームは、<u>屋内</u>退避所、避難所・避難場所等における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>一般傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等 （資料3-10-2）参照</p> <p>（2）放射線被ばく診断（スクリーニング）の実施</p> <p>診断チームは開設した診療所において、必要に応じて原子力災害医療派遣チームの指導・助言を受けるなどにより、住民等の汚染検査を行いOILに基づく除染等を実施するとともに、被ばく線量の推定を行うものとする。</p> <p>（3）～（4） （略）</p> <p>（5）二次被ばく医療機関又は高度被ばく医療支援センターへの搬送</p> <p>医療班長は、（2）の検査及び除染等の実施により、更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく患者を東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター（<u>宮城県立病院機構宮城県立循環器・呼吸器病センター内</u>）の二次被ばく医療機関又は高度被ばく医療支援センターである弘前大学、放射線医学総合研究所等に搬送するものとする。この際、二次被ばく医療機関へは原則として救護チームが搬送を行うものとし、<u>高度被ばく医療支援センター</u>へは関係機関の協力を得て空路又は陸路にて搬送を行うものとする。</p> <p>（6） （略）</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・記載の適正化（定義済み）</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・関係機関の意見反映</p>

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>図3-10-2 被ばく医療活動等実施系統図</p> <p>※1 現在休止中</p>	<p>図3-10-2 原子力災害医療活動等実施系統図</p> <p>※1 現在休止中</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の反映 関係機関の意見反映
<p>第11節 労働災害時の被ばく医療活動</p>	<p>第11節 労働災害時の被ばく医療活動</p>	
<p>原子力発電所内で、労働災害が発生した場合（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、その可能性がある負傷者が発生した場合及びその他社会的影響</p>	<p>原子力発電所内で、労働災害が発生した場合（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、その可能性がある負傷者が発生した場合及びその他社会的影響</p>	

現 行（平成26年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>を考慮し、県において必要と認められた場合）、関係機関は図3-10-2（2）で示す系統図に従って、以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害時の被ばく医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。</p> <p>なお、県は、原子力施設が施設敷地緊急事態に至っている場合は、現地本部医療班において原子力事業者、<u>被ばく医療機関</u>等と連絡調整を行うこととし、その他の場合は、県庁において原子力事業者、<u>被ばく医療機関</u>等と連絡調整を行うこととする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 二次又は三次被ばく医療機関への搬送</p> <p>初期被ばく医療の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、関係機関は、被ばく患者を消防機関の協力を得て東北大学病院及び国立病院機構仙台医療センターの二次被ばく医療機関又は関係機関の協力を得て空路又は陸路にて放射線医学総合研究所等の三次被ばく医療機関に搬送するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第12節 (略)</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国民等からの義援物資等の受入れ</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等が、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とすることについて、協力を呼びかけるものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策 (略)</p>	<p>を考慮し、県において必要と認められた場合）、関係機関は図3-10-2（2）で示す系統図に従って、以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。</p> <p>なお、県は、原子力施設が施設敷地緊急事態に至っている場合は、現地本部医療班において原子力事業者、<u>原子力災害医療機関</u>等と連絡調整を行うこととし、その他の場合は、県庁において原子力事業者、<u>原子力災害医療機関</u>等と連絡調整を行うこととする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 二次被ばく医療機関又は高度被ばく医療支援センターへの搬送</p> <p>初期被ばく医療の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、関係機関は、被ばく患者を消防機関の協力を得て東北大学病院及び国立病院機構仙台医療センターの二次被ばく医療機関又は関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センターである弘前大学、放射線医学総合研究所等に搬送するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第12節 (略)</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国民等からの義援物資等の受入れ</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等が、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とすることについて、協力を呼びかけるものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策 (略)</p>	<p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・記載の適正化（指針の表現反映）</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・関係機関の意見反映</p> <p>・記載の適正化</p>